

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)進捗状況

令和4年1月時点

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
1	「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」における議論等を踏まえ、我が国における外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等を国民や外国人に示すための工程表を策定し、共生社会の実現に向けた取組を更に加速させる。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号1》	法務省	令和3年11月29日に、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の意見書が、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の共同議長である法務大臣へ提出された。これを受け、現在、関係府省庁と連携し、工程表の策定作業を進めている。	令和4年6月頃の策定・公表に向けて、引き続き、関係府省庁と連携し、工程表の策定作業を進める。
2	出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」や同庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。また、出入国在留管理庁ホームページに令和3年2月に設置した共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」等を通じ、外国人個人からも意見を聴取する。 こうした意見聴取に当たっては、特に、地方公共団体と継続的な意見交換を行うことや外国人個人・外国人支援団体等の意見を聴取することに留意する。これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていくこと及び地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入環境整備に向け、人的体制の整備を図ることで、出入国在留管理庁の外国人材の受入環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。 〔法務省〕《施策番号2》	法務省	<p><関係者ヒアリング等> 出入国在留管理庁において実施している「関係者ヒアリング」等の開催実績は、以下のとおり。 なお、関係者ヒアリングにおいて聴取した意見については、共生施策の企画・立案・実施に反映させるため、関係省庁と共有している。</p> <p>【開催実績】</p> <p>○関係者ヒアリング 6月29日 日本労働組合総連合会 7月15日 日本弁護士連合会 8月25日 日高工業株式会社</p> <p>○出入国管理行政懇談会(実施局) 7月14日 高松出入国在留管理局 9月16日 東京出入国在留管理局 10月12日 高松出入国在留管理局 10月28日 高松出入国在留管理局 11月9日 高松出入国在留管理局 11月30日 東京出入国在留管理局</p> <p><御意見箱> 「御意見箱」を通じて国民及び外国人から聴取した意見については、毎月、その結果を取りまとめ、共生施策の企画・立案・実施に反映させるため、関係省庁に共有している。</p> <p><受入環境調整担当官の体制整備> 受入環境調整担当官の体制整備として、令和3年度において、入国審査官75人を増員した。</p>	<p><関係者ヒアリング等> 引き続き、「関係者ヒアリング」、「出入国在留管理行政懇談会」等を開催し、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する取組を実施し、得られた意見・要望については、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。</p> <p><御意見箱> 引き続き、聴取した意見を関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p>
3	外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握するための調査項目を設定し、外国人材の受入環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施するとともに、諸外国における外国人との共生のための施策について、我が国における施策の充実のため、調査を実施することを検討する。これらの調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。 〔法務省〕《施策番号3》	法務省	<p><在留外国人に対する基礎調査> 令和4年2月の調査実施に向け、準備を進めているところである。</p> <p><諸外国における共生施策に係る調査> 諸外国における共生施策(外国人に対する情報発信・相談体制等)について委託調査を実施中である。</p>	<p><在留外国人に対する基礎調査> 令和4年2月に調査を実施し、同年5月頃には調査結果を取りまとめる予定である。なお、得られた調査結果については、関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p> <p><諸外国における共生施策に係る調査> 令和4年2月中に委託調査結果を受領する予定である。なお、得られた調査結果については、関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。</p>
4	在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方について引き続き検討する。 〔法務省〕《施策番号4》	法務省	令和3年度に「入管政策課題研究」として、法務省出入国在留管理庁の所管に属する諸問題につき、職員に一定期間専門的な調査・研究に従事させる制度を創設した。	令和4年度以降、実施方法や期間等の見直しを行うとともに、法務省出入国在留管理庁の所管に属する諸問題についての調査・研究を行うことを検討している。
5	外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。 〔外務省〕《施策番号5》	外務省	令和4年3月の開催に向けて、国際移住機関等と意見交換を実施する等、準備を進めている。	引き続き、フォーラムの開催に向けて準備・検討を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
6	<p>政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。 〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号6》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p>	<p>不法就労対策キャンペーンについて、関係省庁と協議の上、「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて令和3年6月に実施した。 また、同月間に合わせて、警察庁、厚生労働省と共に経営者団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)に不法就労防止の協力を申し入れた。</p> <p>令和3年6月に「外国人労働者問題啓発月間」を実施し、外国人雇用に関するパンフレットの作成・配布や個々の事業所への訪問指導等を通じ、外国人労働者の雇用維持や雇用管理改善の促進等を行った。</p> <p>「不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動の強化について(通達)」(令和3年5月10日付け警察庁丁保発第42号ほか)を発出し、各都道府県警察において不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動を推進している。</p>	<p>同キャンペーンについては、令和4年度以降も継続して実施する予定。 引き続き、関係省庁と緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行っていく。</p> <p>引き続き、外国人労働者の雇用管理改善等に関する周知啓発等を行うとともに、同月間については令和4年度以降も継続して実施する。</p> <p>引き続き、不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動を推進する。</p>
7	<p>法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。 〔法務省〕《施策番号7》</p>	<p>法務省</p>	<p>「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行った。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を実施した。</p>	<p>引き続き、「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行っていく。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を盛り込む。</p>
8	<p>日本語を含めて11言語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。 〔法務省〕《施策番号8》</p>	<p>法務省</p>	<p>外国人が多く利用するコミュニティサイト、SNS、雑誌などへの掲載やポスター、ちらし、リーフレットを掲示・配布する等して、人権相談や調査救済手続に係る周知広報を実施した(対応言語:英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)。</p>	<p>引き続き、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。</p>
9	<p>外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体(複数の地方公共団体が広域連携により実施する場合を含む。)が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している。 引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11言語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援するとともに、地方公共団体からの要望等を踏まえ、交付金の対象範囲の見直しを含めた一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討する。 また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を行い、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。 加えて、地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入環境整備に向け、人的体制の整備を図るとともに、地方公共団体の担当者を始め、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等の場を設けるなどすることにより、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。 〔法務省〕《施策番号9》</p>	<p>法務省</p>	<p>・地方公共団体による一元的相談窓口の設置・拡充又は運営の取組を支援するために外国人受入環境整備交付金を交付している。同窓口の設置促進の観点から、一元的相談窓口の取組事例等を紹介する「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を作成し、効果的な活用方法等についての情報提供を行った。 ・地方出入国在留管理局において、地方公共団体等への講師派遣や相談業務に関する研修等を実施するとともに、相談対応のために職員を派遣した。また、地方公共団体の共生施策に係る取組事例及び一元的相談窓口等における相談対応事例を地方公共団体に情報共有した。</p>	<p>・外国人受入環境整備交付金取扱要領に規定されている交付金事業の条件の一つとして、交付金事業を行う者等が相談を受けたことを契機として、自らが運営等する機関の収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わない旨が掲げられているところ、令和4年度は、当該勧誘が相談者の利益になると認められることを条件としてこの規定を緩和することを予定している。また、引き続き「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」の周知に努める。 ・引き続き、地方公共団体の要望等を聞きながら、交付金の対象範囲の見直しを含めた一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。 ・引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、地方公共団体が運営する外国人向け相談窓口に入管職員を研修講師や相談員として派遣する。 ・地方公共団体の共生施策に係る取組事例及び一元的相談窓口等における相談対応事例を、定期的に地方公共団体に情報共有する。 ・受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年1回開催する。 ・外国人材受入れに伴う支援体制に必要な体制整備を図る。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
10	<p>「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点として外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)を令和2年7月に開所したところである。同センターにおいて、引き続き、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、通訳支援の試行結果等を踏まえ、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施することを検討する。</p> <p>また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関を始めとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催する。さらに、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。</p> <p>〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号10》</p>	<p>法務省</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省】</p> <p>令和2年7月に「外国人入留支援センター(FRESC/フレスク)」を開所し、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用や定着、活躍に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催している。</p> <p>出入国在留管理庁においては、引き続き、一元的相談窓口からの問合せへの対応を行うとともに、令和2年9月に設置したヘルプデスクにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困っている外国人からの相談に多言語かつ無料で対応する取組を引き続き実施している。令和3年度に、一部の地方公共団体の行政窓口を対象に通訳支援試行事業を実施している。また、同センターにおける入居機関が連携しての相談対応の事例を取りまとめた事例集を作成し、今後関係機関と共有する方法を検討している。</p> <p>その他、従前実施していた地方公共団体職員向けの研修を見直し、令和3年11月、「地方公共団体職員外国人施策推進研修」を新たに設け、全国地方公共団体職員等を対象に実施した。</p> <p>日本司法支援センター(法テラス)においては、外国人入留支援センターの入居機関と連携を深めながら、引き続き法的トラブルを抱える外国人に対し情報提供を行った。また、外国人支援者向けに法的知識に関する研修会を令和3年中に6回実施した。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、外国人に対する人権問題を含む様々な人権問題について、人権相談、調査救済活動、人権啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>外務省ビザ・インフォメーションセンターにおいては、親族、知人等の訪日を希望する本邦在留外国人や身元保証人となっている日本人からの外国人招へいの際の査証申請及び関連事項に関する一般的な照会、相談等に日本語及び英語で対応している。また、本邦、外国からの出入国手続き、水際対策等に関しても日本人及び外国人の段階的な往来再開・出入国が円滑に行われるよう適切な情報提供を行っている。</p> <p>国際交流基金においては、日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を確認できるテスト「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」や、国際交流基金が開発した日本語教材の広報用資料を外国人入留支援センターに提供し、同センターを利用して外国人向けに情報提供を行うことで連携を図っている。</p> <p>東京外国人雇用サービスセンター(ハローワーク新宿の一部門)においては、高度外国人材や留学生等の個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催している。また、昨年度上智大学とハローワーク新宿が締結した「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」に基づき、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を引き続き実施している。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、外国人高度人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を実施している。</p> <p>安全衛生班においては、外国人を雇用する事業主からの外国人労働者の安全衛生教育等に関する相談や、通訳を配置し外国人労働者からの相談に対応している。また、外国人労働者を雇用する事業主等向けの「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を作成中である。</p> <p>日本貿易振興機構(ジェトロ)においては、外国人入留支援センター(FRESC/フレスク)にて高度外国人材の採用、育成、活用などに関する個別企業への相談対応を行うと共に、同センター入居各機関と連携し伴走型支援活用企業向けに在留資格や、やさしい日本語に関するオンラインセミナーを開催している。また、入居機関との連携の下、国内留学生向けのオンライン合同企業説明会を10/4～10/8及び1/17～1/21に開催した。</p>	<p>引き続き、共生社会実現のための環境整備を一層進めていくため、外国人入留支援センター(FRESC/フレスク)の入居機関が連携しながら、企業等向けのセミナー等の開催・外国人からの相談対応に適切に対応するなど外国人の在留を効果的に支援する。</p> <p>また、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供する。</p> <p>試行事業の利用状況等を踏まえ、今後の通訳支援の実施を検討する。</p> <p>「地方公共団体職員外国人施策推進研修」を次年度以降も引き続き実施する。</p> <p>日本司法支援センター(法テラス)においては、引き続き外国人に対する情報提供を行うとともに、外国人支援者向け研修の試行結果を検証した上で研修内容を充実させるなどとして、関係機関との連携や外国人への更なる司法アクセスの向上を図る。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、引き続き、外国人に対する人権問題を含む様々な人権問題について、人権相談、調査救済活動、人権啓発活動に取り組む。</p> <p>引き続き、外務省ビザ・インフォメーションセンターにおいて、日本人及び外国人からの査証相談等に対応するほか、国際交流基金において、外国人向けの情報提供の連携を行う。</p> <p>東京外国人雇用サービスセンターにおいては、引き続き入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催する。また、大学とハローワークの留学生就職支援協定に基づき、留学生の国内就職・定着に向けた支援を引き続き促進していく。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、外国人高度人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を引き続き実施する。</p> <p>安全衛生班においては、令和4年度も引き続き、外国人を雇用する事業主や外国人労働者の相談対応や情報提供、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」の周知等の支援を行う。</p> <p>日本貿易振興機構(ジェトロ)においては、FRESC入居機関と連携し引き続き個別の企業支援を実施していく。また、各入居機関と連携したオンラインセミナー等の開催及び国内留学生向けのオンライン合同企業説明会を継続する。</p>
11	<p>外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進し強化する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号11》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>総務省</p>	<p>・国の行政機関や地方公共団体等における相談窓口の一覧を作成し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載した。</p> <p>・地方公共団体の要望を踏まえて相談業務等を担当する地方出入国在留管理官署職員を一元的相談窓口等に派遣するなどして連携を促進している。</p> <p>社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。</p> <p>文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携するよう必要な情報共有等を実施している。</p> <p>全国50か所に所在する総務省行政相談センターにおいて、各々、管内の地方公共団体、国際交流協会等の外国人支援機関と連携及び継続的な協力関係の維持を図った。また、本省においては、外国人向けの相談窓口として令和元年に開設した英語メールによる行政相談の対応を行うに当たり、必要に応じて外国人入留支援センター(FRESC/フレスク)と連携することで、外国人相談者の困りごとに迅速に対処した。</p>	<p>引き続き、国の行政機関や地方公共団体等における相談窓口の一覧を作成する等し、外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう努めるとともに、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理官署職員を派遣し、連携を促進する。</p> <p>引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。</p> <p>引き続き、必要な情報提供等を実施し、文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携していく。</p> <p>引き続き、本省・各行政相談センターにおいて、外国人対応機関との連携・協力関係の強化を図る。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人からの相談内容から見える行政課題や、外国人相談者とのコミュニケーションスキルなどの共有を目的とした交流会の開催 ・総務省行政相談センターが開催する一日合同行政相談所等への参加依頼及び他機関が開催する相談会等への参加

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
12	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版(14言語版及びやさしい日本語版)をポータルサイトに掲載しているところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。 〔法務省(外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁)〕《施策番号12》	法務省	「生活・就労ガイドブック」について、関係府省庁との連携の下に、情報を更新し、多言語(13言語)に翻訳し、外国人生活支援ポータルサイトで情報提供した。また、外国人にとってより良いものとし、より分かりやすく、読みやすく、親しみやすいように「生活・就労ガイドブック」のデザインを刷新している。	関係省庁との連携の下に、「生活・就労ガイドブック」を改訂し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載する。
		外務省	在外公館を通じ、「生活・就労ガイドブック」の広報を行っている。	引き続き、在外公館を通じ、「生活・就労ガイドブック」の広報を行う。
		厚生労働省	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に協力している。	引き続き内容の拡充などに向けて協力する。
		警察庁	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂にあたり、出入国在留管理庁に協力した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。
13	共生社会実現に向けてやさしい日本語の普及を図るため、令和2年8月に策定した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を踏まえつつ、関係省庁と連携して、有識者会議を開催し、在留外国人のためのやさしい日本語の効果的な活用を促進する。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号13》	法務省	【法務省、文部科学省】 やさしい日本語の普及を一層促進するための効果的な方策を検討するため、「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」を開催した(令和3年9月14日、同12月13日)。	令和3年度内にやさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議の検討結果を取りまとめる。
		文部科学省		
14	多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。 〔総務省〕《施策番号14》	総務省	2025年大阪・関西万博を見据え、ビジネスや国際会議等での議論にも対応可能なAIによる同時通訳を実現するとともに、特定技能外国人を含む在留外国人に対応する観点から、重点対応言語に3言語(ネパール語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語)を追加した15言語への拡大に対応するため、令和3年度予算において多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発を実施中である。	AIによる同時通訳の実現や重点対応言語の拡大に向け、引き続き研究開発を実施する。
15	多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。 〔全省庁〕《施策番号15》	全省庁	【法務省】 一元的相談窓口における多言語対応を進めるため、自動翻訳アプリの活用による相談対応も外国人受入環境整備交付金の交付対象としている。	引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。
			【総務省】 全50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」に、多言語自動音声翻訳機器及び翻訳アプリを導入したタブレット端末を配備し、外国人からの相談の初期対応や広報活動に活用している。加えて12センターは、令和3年度行政相談週間行事の一環として開催した一日合同行政相談所の会場においても多言語自動音声翻訳機器等を配備し、外国人相談者の来場に備えた。	配備した多言語自動音声翻訳機器等の機能が相談対応に最大限発揮されるよう、活用法に工夫しつつ、その利用促進を図る。
16	外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。 〔全省庁〕《施策番号16》	全省庁	【法務省】 多言語や、やさしい日本語での行政情報・生活情報のホームページ掲載を進めている。 各府省庁が多言語や、やさしい日本語で発信している各種情報について、外国人生活支援ポータルサイトに掲載するため、各府省庁への照会を実施している。	ホームページの多言語化や、やさしい日本語での情報提供について引き続き進めていく。 引き続き、各府省庁との連携の下に多言語や、やさしい日本語の情報を定期的に収集し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載する。
			【国税庁】 ・外国人のための所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きについて、既存の令和2年分の【英語版】及び【和訳版(職員用)】を令和3年分に更新し、令和3年12月に国税庁ホームページに掲載した。また、外国人のための国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した確定申告書作成方法(操作要領)について、既存の令和2年分の【英語版】、【中国語(簡体字、繁体字)版】、【ベトナム語版】を令和3年分に更新するとともに、令和3年から新規に、【ポルトガル語版】を作成し、令和4年1月に国税庁ホームページに掲載した。 ・源泉徴収制度に関するパンフレット及び年末調整関係書類について、既存の【英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語】に加え、【フィリピン語】版を作成し、令和3年12月に国税庁ホームページに掲載した。	・令和4年度から、外国人のための国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した確定申告書作成方法(操作要領)について、4か国語に加え【ネパール語版】の作成及び国税庁ホームページへの掲載に取り組む。 ・令和4年度においても、外国人納税者のニーズを見極めつつ、源泉徴収制度に関するパンフレット及び年末調整関係書類を多言語で作成し、国税庁ホームページに掲載することに取り組む。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
17	<p>特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。</p> <p>〔内閣府(子ども・子育て)、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁)《施策番号17》〕</p>	内閣府(子ども・子育て)	<p>令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。</p> <p>(参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算</p>	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。
		消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援している。	引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。
		法務省	各府省庁が多言語や、やさしい日本語で発信している各種情報について、外国人生活支援ポータルサイトに掲載するため、各府省庁への照会を実施している。また、生活・就労ガイドブックについて、関係府省庁との連携の下に、多言語版、やさしい日本語版を作成し、外国人生活支援ポータルサイトにおいて情報提供している。	引き続き、各府省庁との連携の下に、生活・就労ガイドブックの改訂を行うとともに、外国人生活支援ポータルサイトにおいて情報提供を行う。
		総務省	電話通訳センターを介した三者間同時通訳については、令和3年6月1日現在、全724消防本部のうち647本部(89.4%)が導入している。 救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和3年6月1日現在、全国724消防本部のうち647本部(89.4%)が導入している。	引き続き、あらゆる機会を通じて導入事例等を紹介しながら、導入の促進を図っていく。 なお、救急ボイストラについては、調査により都道府県別の取組や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に見える化するとともに、導入の促進を図る。
		厚生労働省	<p>保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策(保育体制強化事業において外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳の配置支援等)について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。加えて、令和3年度補正予算において、保育所等におけるICT化推進事業により、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の補助を実施している。</p> <p>令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。</p> <p>(参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。 ・保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。</p>	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。
			介護保険制度に関するリーフレットについて、令和元年度に多言語翻訳(10か国語)を実施し、厚労省ホームページに掲載した。	必要に応じて内容の更新等を検討する。
			社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。 【再掲】施策番号11で記載	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。 【再掲】施策番号11で記載
		文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、母語支援員の配置や多言語翻訳システムの導入など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。 外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会が就学案内等を行うに当たっては、外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮する旨、示している。	来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、令和3年度には7言語追加して作成するとともに、引き続き、先進地域での実践(教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行うほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援する。
国土交通省	<p>気象庁ホームページにおいて、防災・気象情報に関する15言語の多言語辞書の公開や、それら情報についてリアルタイムで情報提供を実施している。</p> <p>「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知、日本語教育機関への周知を行うとともに、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。</p>	関係省庁で連携して、民間事業者・関係団体等への周知を行う。 不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
18	外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会のあり方等の情報発信を映像メディア等を活用し、引き続き実施する。 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりを進める。 〔法務省〕《施策番号18》	法務省	外国人の受入れ及び共生に関する取組についてや外国人在留支援センターの案内動画等を、出入国在留管理庁ホームページ及びYouTubeに引き続き掲載している。また、TwitterやFacebookで、外国人に対する行政・生活情報の発信を随時行っている。加えて、更なる情報発信の強化として、令和3年3月にメール配信サービスを開始し、出入国や在留手続に関する情報、在留支援に関する情報等を日本語・やさしい日本語・英語で随時配信している。	引き続き、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、行政・生活情報を随時発信していく。
19	外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNSを利用することも想定した対応を推進する。 〔全省庁〕《施策番号19》	全省庁	【法務省】 TwitterやFacebookで、外国人に対する行政・生活情報の発信を随時行っている。 ワクチン接種券の留意事項をまとめたチラシ(多言語版(やさしい日本語含む))や出入国在留管理庁で実施したFRESO多言語ワクチン接種サポートなどについて、SNSを利用した情報発信を実施した。	引き続き、TwitterやFacebookで行政・生活情報を随時発信していく。
20	条約難民及び第三国定住難民の地域における共生が進むよう、これらの外国人やその関係機関等に総合的対応策の各施策を周知・啓発する。 〔法務省〕《施策番号20》	法務省	条約難民等の地域における共生の促進に向けて外国人コミュニティ等との意見交換を行っている。	引き続き、支援団体や外国人コミュニティ等との連携を図りながら、総合的対応策に掲げられた各施策の周知・啓発を行っていく。
21	国内外における日本語教育の水準の向上のため、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」の作成を行うとともに、その活用のための手引き等を作成し、活用促進に取り組む。また、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」を作成する。 〔文部科学省〕《施策番号21》	文部科学省	「日本語能力の判定基準」については、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループにおける審議の結果を踏まえ、令和3年3月に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が「日本語教育の参照枠」二次報告を取りまとめた。令和3年10月に「日本語教育の参照枠」一次報告、二次報告を併せた「日本語教育の参照枠」最終報告を文化審議会国語分科会において取りまとめた。	令和3年度内に、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループにおいて、教育現場で活用できる「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループにおいて、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成を行う。 令和4年度以降は、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業(新規事業)において、同参照枠等に基づいたカリキュラム開発及び評価手法の開発等を実施する。
22	就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活する上で必要となる日本語教育を行うため、「日本語教育の参照枠」の活用を促進して、地域の日本語教育の水準向上を図る。 また、都道府県等が関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援する。 さらに、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促すほか、地域日本語教育における先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。 〔文部科学省〕《施策番号22》	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育実践プログラムとして、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を活用した各地の優れた取組を支援している。 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。 日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針を令和2年6月に閣議決定されたことを踏まえ、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び基本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。都道府県の基本方針の作成状況については、令和2年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に努めている。また、先進的な作成事例についても紹介し、作成を推進している。 さらに、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とし、各地域内における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的として、令和3年11月に研修を行い、令和3年10月に文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育の参照枠」を説明するとともに、都道府県等による地域日本語教育の総合的な体制づくりや基本方針策定についても事例を紹介し、さらなる取組の推進を行った。 条約難民及び第三国定住難民に対し、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施している(なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の拡大により、第三国定住難民の受入れが9月から3月に延期された。)	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、引き続き、生活者としての外国人を対象とした日本語教育に関する地域の優れた取組を支援する。 令和4年度から、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデルを開発する事業を新たに実施する予定である。 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を着実に推進し、日本語学習機会の確保を図る。 また、地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者等を対象とする連絡会議(令和4年2月予定)等を開催する。 また、引き続き、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、条約難民及び第三国定住難民に対する支援を実施する。
23	日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、在留外国人が多いが日本語教室が未設置の市区町村がある都道府県において日本語教室開設に向けた研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材(日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つながる))を現在10言語開発して提供しているが、本サイトを14言語に増やすとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を着実に身に付けられるよう「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の追加等を行う。 〔文部科学省〕《施策番号23》	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人への日本語学習機会提供を目的とし、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家アドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。 また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のために、ICTを活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発を行い、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を6言語で公開しているところ、本サイトの普及のため、11月に宣伝動画や使い方がガイドブック等を作成し公開した。令和3年12月を以って、14言語対応が完了し、国内の在留外国人の約9割の言語をカバーしたところである。 加えて、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する空白地域解消推進協議会を令和3年11月に開催した。	引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家アドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。 日本語学習サイトについては、日本語教育関係者を対象に活用オンラインセミナーを開催(令和4年2月予定)して普及の促進を図るとともに、令和4年度には「日本語教育の参照枠」に対応した内容検討を行う予定である。 なお、令和4年1月にはこれから日本語教室開催に取り組もうとする地方公共団体を対象に意見交換の場としての研究協議会を開催予定である。
24	放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。 〔文部科学省〕《施策番号24》	文部科学省	過去に放送大学で開講していた授業科目「日本語基礎A」を再編集し、BS231chにてアーカイブ放送を令和元年度より開始した。令和3年度においても継続している。 また、新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめた「新型コロナウイルス流行の中で～放送大学教員からのメッセージ(総集編)」の英語・ベトナム語字幕版を作成し、YouTubeに掲載した。 さらに、外国人留学生の視聴も念頭にJICAと共同で制作した日本の近代史を解説する「日本の近代化を知る」「続・日本の近代化を知る」をBS231chで放送した。	放送大学において、制作した講座・番組を活用し、引き続き日本語学習の機会を提供する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
25	我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会(NHK)が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関(在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等)において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人等に対し周知を実施する。 〔総務省等関係省庁〕《施策番号25》	総務省	NHKにおいて、引き続き、ラジオ・テレビ・インターネットを通じて、日本語会話の初級講座「やさしい日本語」や職場で使える「Easy Japanese for Work」等を複数言語で放送・配信するとともに、漢字にふりがなを振るなど、わかりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」等を提供中。	NHKにおいて、引き続き日本語教育コンテンツの充実に向けて取組を推進。
26	夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、令和3年4月現在、全国12都府県30市区に36校が設置されている。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。 このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。また、教員の日本語指導の資質向上、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用等を通じて夜間中学の教育活動の充実等に向けた取組を進める。 〔文部科学省〕《施策番号26》	文部科学省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、令和3年4月には徳島県と高知県に1校ずつ初の県立夜間中学が開校したところ、現在は12都府県30市区に36校となっている。令和元年6月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されたが、令和2年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業)を開始し、令和4年4月開校予定の札幌市、相模原市、三豊市、福岡市等夜間中学設置に向けて準備を行っている自治体への支援を行っている。	教育機会確保法及び各種閣議決定等を踏まえ、義務教育の機会を実質的に保障するため、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、広報活動等の充実を通じてその促進を図る。
27	国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、専門性を有する日本語教育人材の確保と日本語教育全体の質の向上を図る必要がある。このため、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、地域日本語教育コーディネーターや、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及を一層推進するとともに、同報告で示された日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のために、共通に活用できるICT教材の開発・普及を進める。 〔文部科学省〕《施策番号27》	文部科学省	文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版で示す日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムの普及を図るため、報告に基づくカリキュラムを開発している。また、開発されたカリキュラムを活用して、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施を令和2年度より開始している。	引き続き、日本語教育を担う人材の養成・研修のカリキュラムの開発とともに、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施・普及を行い、日本語教育の質の向上を図る。
28	日本語教育の質の向上を図るため、日本語教育推進法等を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格と、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて法制化の検討を進めるとともに、日本語教育機関における日本語教育に対する支援等について検討を進め、必要な措置を講ずる。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号28》	文部科学省 法務省	【文部科学省、法務省】 文部科学省において、資格制度の詳細等について検討を行うため、有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」を取りまとめた。その後、制度化に向けて、法務省をはじめとする関係省庁等との調整を行い、検討を進めている。	日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて、引き続き、法務省をはじめとする関係省庁や関係機関等との調整を進め、その結果を踏まえた制度設計を行う。
29	関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。 〔文部科学省〕《施策番号29》	文部科学省	日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。	日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図るため、「文化庁日本語教育大会」を実施予定であるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「文化庁日本語教育大会(WEB大会)」として令和3年度内にコンテンツ掲載予定である。また、引き続き、日本語教育に関するコンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用していく。
30	外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号30》	厚生労働省	令和2年度委託事業で、企業などで外国人従業員とその上司・同僚などが円滑にコミュニケーションを図れるように、外国人従業員の日本語能力を確認し、目標設定を行うことのできるツール「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きを開発し、令和3年6月に厚生労働省ホームページに掲載しているところ、当該手引きを活用して周知を行った。	引き続き、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きの周知・普及に努める。
31	技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号31》	厚生労働省	8言語(※)のテキスト教材を開発し、外国人技能実習機構ホームページで公表するとともに、日本語学習アプリの開発を順次進めている。 ※英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語 (注1)令和2年度までに3職種(機械・金属関係、食品製造関係、建設関係)のテキスト教材及び2職種(機械・金属関係、食品製造関係)の日本語学習アプリを開発済。 (注2)令和3年度末までには建設関係の日本語学習アプリ及び農業関係のテキスト教材を開発して公表予定。	今後、現場でニーズの高い他の職種について、引き続きテキスト教材及び日本語学習アプリの開発を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
32	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。 〔経済産業省〕《施策番号32》	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図った。	引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
33	地域における外国人材の活躍を地域の持続的発展につなげていくため、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。 〔内閣府(地方創生)、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕《施策番号33》	内閣府 (地方創生) 内閣官房 (デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)	【内閣府(地方創生)、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)】 令和3年度地方創生推進交付金(第1回・第2回)において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。 (令和3年度交付対象関連事業:86事業(交付決定時点)) ※内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)は、令和4年1月1日、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)に統合された。	・令和3年度内に、地方公共団体における外国人材受入支援や共生支援に係る施策の実施状況等について調査を実施し、効率的な実施方法や施策実施の妨げとなる要因等について整理・分析を行い、調査結果を踏まえて、より効率的・効果的な取組について地方公共団体に周知啓蒙する予定である。 ・引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。
34	地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。また、外国人支援者等の活動の現状・課題を把握するとともに、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号34》	法務省	・令和3年4月に、地方出入国在留管理局に対して、外国人支援者等の活動状況の把握や、支援者等に対する情報提供、ネットワーク構築支援等を行うことにより、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力の推進に努めるよう指示した。 ・地方出入国在留管理局において、民間支援者等の把握に努め、把握した民間支援者等に対して各種情報提供を行っている。	引き続き、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を通じて地方の実情を把握するとともに、支援者等に対する情報提供を行う。また、支援者等の間のネットワーク構築について、本庁は、関係機関等との調整等を行っていく。
35	「令和2年度在留外国人に対する基礎調査」の結果を参考にしつつ、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討する。 〔法務省〕《施策番号35》	法務省	関係団体・有識者等から意見を聴取しながら、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の方向性について検討を進めている。	引き続き、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策について検討し、施策の方向性について結論を得る予定。
36	地方公共団体等のニーズを踏まえ、我が国で活躍したいと望む海外の外国人材と地方公共団体等との円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。 〔内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、外務省、法務省〕《施策番号36》	内閣官房 (デジタル田園都市国家構想実現会議事務局) 外務省 法務省	【内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)、外務省、法務省】 ・外国人材と地方公共団体等とのマッチングに関して、事前調査では複数の自治体から活用の希望が寄せられていたが、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による国際的な人の往来制限等を受けたことから、受入れ希望団体及び関係機関等の意見を踏まえながら、引き続き受入れについて調整を行っている。 ・また、地方公共団体等に雇用されている外国人材に対する包括的な資格外活動許可制度の浸透を図るため、令和3年度中に地方公共団体に対して本制度の周知・広報を行う準備を進めている。 ※内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)は、令和4年1月1日、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)に統合された。	外国人材と地方公共団体等とのマッチングに関して、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による国際的な人の往来制限等を踏まえつつ、令和4年度も引き続き実施予定である。
37	総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、総合的対応策も踏まえつつ、令和2年に改訂を行ったところ、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定の更なる促進及び着実な施策の推進を図る。また、総務省において、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、ホームページや地域会議等を通じて全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 〔総務省、法務省〕《施策番号37》	総務省 法務省	「地域における多文化共生推進プラン」(令和2年9月)を踏まえ、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の見直しを促進する等、施策の推進を図っている。また、令和3年度は「多文化共生地域会議」を地域ブロックごとにオンラインで開催したほか、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」等で得られた優良事例等を基に「多文化共生事例集」(令和3年度版)を作成し、各地方公共団体等の幅広い取組を共有することにより、地域における多文化共生施策を更に推進している。 ・平成31年3月及び令和元年7月に、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官に対し、地域における共生施策の推進のため、地方公共団体による会議体の立上げ(あるいは既存の会議体の改組)の支援に努めるよう指示した。 ・令和3年4月に、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官に対し、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力の推進に努めるよう指示した。 ・地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官が地方公共団体等を往訪し情報収集した、地域の多文化共生施策等について、地方公共団体へ展開している。	引き続き、左記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進する。 ・引き続き、都道府県が共生社会の実現に向けた会議を設置することを積極的に促進するとともに、地域の多文化共生施策等を地方公共団体へ展開することによって、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 ・地方公共団体等の地域の関係機関・団体と各種会議・会合の機会等を捉えて現状や要望等について意見交換・聴取するなどの取組を引き続き継続して行うとともに、こうした会議等に積極的に参加すること等を通じ、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力の推進を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
38	在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。 〔総務省〕《施策番号38》	総務省	外国人住民に係る住民基本台帳制度等について、各都道府県に出向き、市区町村の担当者向けの説明会を随時開催している。 総務省ウェブサイトの外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するページについて日本語を含め11言語に対応している。 外国人住民に係る住民基本台帳の正確性を確保するため、「外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について(通知)」(平成31年3月25日付け総行外第2号)を发出し住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、周知している。	外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する市区町村の担当者向けの説明会については、今後も引き続き実施する(令和3年度については、新型コロナウイルスの影響、自治体の意向をふまえ、オンラインで実施予定。)。 総務省ウェブサイトの外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するページについて、対応言語の増加を検討する。
39	地方公共団体における多文化共生関連業務を円滑に実施することができるよう、JICA海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なルートに向けJICAと連携する。また、地方公共団体やNPO等が実施する共生社会の構築に向けた取組を、JICAが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点との連携を通じて推進する。 さらに、JICAによる研修員の受入事業を通じて、開発途上国の親日外国人材(日系人を含む。)に地方公共団体等での研修機会を提供するとともに、JICAがODAを通じて構築した開発途上国の関係機関とのネットワークを活用し、これら機関と日本の関係機関や外国人支援者間のネットワークを強化する等、多文化共生推進に向けた日本と開発途上国間の学びあいを推進する。 〔外務省〕《施策番号39》	外務省	地方公共団体との連携に関しては、令和2年12月より、全国自治体に対しJICA海外協力隊経験者の活用に関する通知文を发出し、これに基づきJICA海外協力隊経験者を自治体等に紹介する職業紹介業務を開始。令和3年12月末時点で求人159件、求職74件、マッチング成立3件の実績有(協力隊経験者を対象にしているため、コロナ禍で帰国直後の隊員が少なく実績も限定的となっている)。 JICA国際協力推進員や国内拠点の連携取組に関しては、国内各地で地方公共団体と連携して取組を実施。沖縄県名護市からの要望に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる多言語サポートをNGOや協力隊OVと連携のもと実施したほか、茨城県では県庁とアジア諸国に設置されている日本センターと連携し、地元企業・団体向けにインドネシアやモンゴルの人材活用フォーラムを開催した。 開発途上国の親日外国人材と地方公共団体等との橋渡し及び開発途上国と日本の関係機関・外国人支援者間のネットワークの強化に関しては、平成29年9月より若手バングラデシュICT人材を対象に日本語研修、ビジネスマナー等に関するトレーニングプログラム(Bangladesh-Japan ICT Engineers Training Program: B-JETプログラム)を実施。同プログラムは令和2年7月に終了し、令和2年10月時点で174名のバングラデシュICT人材が本邦企業に就職。特に短期留学・インターンシッププログラムを実施した宮崎県内においては、これまでに53名の同人材が就職している。令和3年2月にバングラデシュ側での人材育成と、バングラデシュと宮崎との経済交流促進を目的とした草の根技術協力事業「宮崎ーバングラデシュICT人材育成事業」(提案団体宮崎市、実施団体宮崎大学)が採択され、令和4年3月頃の案件開始に向けて準備中。 また、国内の日系人・日系社会に関して、日系サポーター(中南米日系人が日本での研修を通じて専門性を磨くと同時に国内日系社会の課題解決をサポートする)を制度化。令和3年度は6件を採択しうち1件を遠隔研修として実施している。4年度17件を採択。	地方公共団体との連携に関しては、引き続き、地方自治体におけるJICA海外協力隊経験者の採用拡大に向けた支援を行う。 国際協力推進員の活動については、JICAの国内拠点を中心に引き続き推進する。 JICA国際協力推進員や国内拠点の連携取組に関し、関西地域では、在留ベトナム人対象に防災リーダー育成研修実施予定。 開発途上国の親日外国人材と地方公共団体等との橋渡し、及び開発途上国と日本の関係機関・外国人支援者間のネットワークの強化に関しては、バングラデシュ側での人材育成と、バングラデシュと宮崎との経済交流促進を目的とした草の根技術協力事業「宮崎ーバングラデシュICT人材育成事業」(提案団体宮崎市、実施団体宮崎大学)を実施する。 日系サポーターについても令和4年度採択の17件の実施を推進する。
40	電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号40》	厚生労働省	令和3年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進、都道府県における対策協議会等の設置支援を行っている。 既に作成済みの「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について、令和3年6月にそれぞれ改訂版を公表した。	引き続き、医療機関に対する電話通訳の利用促進や都道府県における対策協議会等の設置を進める。 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について、必要に応じ改訂を行っていく。
41	地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号41》	厚生労働省	令和3年度も予算事業を通じて、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を支援している。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関のリストについて、令和3年6月及び12月にそれぞれ更新版を公表した。	引き続き、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心として外国人患者受入れ環境の整備を進める。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関については、引き続きリストの公表と更新を行っていく。
42	医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号42》	厚生労働省	令和3年度も予算事業を通じて、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進している。 既に作成済みの「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」を活用し、各費用の請求について引き続き周知を行っている。	引き続き、医療機関の外国語対応を推進していく。 通訳・翻訳に係る費用については医療機関における実態を調査し、引き続き周知を行っていく。
43	「医療通訳認証の実用化に関する研究」の成果も踏まえ、既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号43》	厚生労働省	令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況をフォローしている。	必要に応じて「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂を検討する。 引き続き、令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況等をフォローしていく。
44	都道府県が公表する医療機関等及び薬局に関する情報について、令和2年度まで実施した調査研究事業の結果を踏まえ、全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号44》	厚生労働省	病院等や薬局に関する情報について、令和2年度補正予算において、全国統一的な検索サイトの構築を行っている。	令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、令和6年度を前に新システムに移行・運用する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
45	過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑制する。高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。 〔厚生労働省(経済産業省)、法務省〕《施策番号45》	厚生労働省	出入国在留管理庁と連携し、過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人観光客に対し厳格な審査を実施するために必要な情報の収集の仕組みを令和3年3月に構築し、運用を行っている。	引き続き出入国在留管理庁と連携し左記の取組の周知を進めることで、新たな医療費の不払いの発生抑制に努めていく。
		経済産業省	店舗の加盟店手数料の適正化等の課題に応じた調査実証等を通してキャッシュレス決済の普及に当たった課題や方策について検討している。	引き続き、キャッシュレス決済の更なる普及促進を行う。
		法務省	令和3年3月に、医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みを構築し、運用を行っている。	引き続き厚生労働省と連携し本取組の周知を図ることで、新たな医療費の不払いの発生抑制に努めていく。
46	外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語(13言語)で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。 〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号46》	厚生労働省	(風しんの追加的対策について) 国内に居住する外国人について、風しんの追加的対策の対象としている。 (多言語(13か国語)での周知について) 自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を周知するため、13か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語)の啓発資料を作成した。 (結核) 入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、外務省、出入国在留管理庁など関係省庁と連携して準備を進めている。	(風しんの追加的対策) 引き続き、外国人を風しんの追加的対策の対象に含めていく。 (多言語(13か国語)での周知について) 啓発資料による周知方法について検討していく。 (結核) 各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、健診医療機関の指定等、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。
		法務省	入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、厚労省、外務省など関係省庁と連携して準備を進めている。	各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、健診医療機関の指定等、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。また、入国前結核スクリーニング実施に必要な体制整備を図る。
		外務省	入国前結核スクリーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、厚生労働省、出入国在留管理庁など関係省庁と連携して準備を進めている。	各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、健診医療機関の指定等、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する予定である。
47	訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。 〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号47》	国土交通省	【国土交通省、金融庁】 訪日外国人に対して旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを、入国審査場や空港等において配布している。 観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を掲載している。	旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを、訪日外国人との接点になりうる場所において配布するなど、引き続き加入勧奨を実施する。 日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を引き続き掲載する。
		金融庁		
		法務省	観光庁からの依頼に基づき、主要空港等においてリーフレットやデジタルサイネージ等を用いて、旅行保険の加入について周知を図っている。	左記の取組を継続して実施する。
		外務省	各在外公館の訪日旅行者に向けたホームページの中に、旅行保険加入を勧奨する情報掲載を行うよう継続的に指示している。 また、各在外公館から各国政府へ、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう働きかけを行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響による本邦への入国制限の状況を鑑みながら、各在外公館のホームページに旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう継続して指示する。また、各在外公館から各国政府へ、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう継続的に働きかける。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
48	外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。 〔内閣府(子ども・子育て)、厚生労働省〕《施策番号48》	内閣府(子ども・子育て) 厚生労働省	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。 【再掲】施策番号17で記載 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算 令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進している。【再掲】施策番号17で記載 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。 ・保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。 家庭支援推進保育事業において、外国人子育て家庭等、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育施設に対して保育士の加配を支援している。	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 【再掲】施策番号17で記載 引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。 【再掲】施策番号17で記載
49	関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。 外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。 また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。 あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。 〔警察庁〕《施策番号49》	警察庁	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動等のほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図った。 ・警察庁ウェブサイトに「For Holders of Foreign Driver's Licenses[English]」等を新規に掲載するなど、運転免許制度に関する情報発信の更なる充実を図った。 ・都道府県警察に対して、「外国人等に対する運転免許学科試験等の適切な実施について(通達)」(令和3年5月17日付け)を発出し、管轄内の外国人の居住実態や要望等を踏まえつつ、外国語の運転免許学科試験等の更なる導入の検討を指示した。 ・運転免許学科試験問題例を新規に4言語(タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語)、運転免許試験の一部免除手続に係る知識確認問題例を新規に5言語(インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語)作成し、都道府県警察に送付した。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集(調査委託等)を実施し、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案の防止を図った。	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動や、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図る。 ・外国語の運転免許学科試験等の更なる導入について、あらゆる機会を通じて引き続き各都道府県警察に要請する。 ・運転免許学科試験等の多言語化を引き続き推進する。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集を引き続き推進する。
50	外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進を引き続き図る。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。 〔警察庁、法務省〕《施策番号50》	警察庁 法務省	・日本語を解さない外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において、通報者、通信指令担当者及び通訳担当者との三者通話を行っている。 ・外国人とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、都道府県警察宛の通達等により、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の更なる促進を図った。 ・外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図っている。	引き続き、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に三者間での通話システムの活用を行っていくほか、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の促進を図る。 引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。
51	通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。 〔警察庁〕《施策番号51》	警察庁	各都道府県警察において、通訳人を同行した巡回連絡、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、外国人が参加する自主防犯団体との合同パトロール等を実施している。	左記施策の効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。
52	外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的にを行い、情報発信を強化する。 〔警察庁〕《施策番号52》	警察庁	警察庁ウェブサイト(英語版)に掲載するコンテンツの見直しを実施したほか、より伝わりやすい外国語表現の使用に努めるなど、外国語による情報発信の強化を図った。	ウェブサイトに掲載するコンテンツや表現について、ユーザー目線での見直しを継続的にを行い、引き続き、情報発信の強化を図る。
53	消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等をすることができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8言語を別途に対応の拡大を目指す。 〔消費者庁〕《施策番号53》	消費者庁	・「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援している。 ・独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日観光客消費者ホットライン(平成30年12月開設)を運営し、訪日外国人の相談対応を実施しており、令和2年4月には対応言語にフランス語を追加している(令和3年12月時点で計7か国語対応)。さらに、令和3年7月には同相談窓口の専用ホームページ及びチャットボットをリリースし、相談窓口の周知動画の掲載など継続的にコンテンツの充実を図っている。	引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。 ・独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日外国人観光客を対象とした情報提供を目的として、相談窓口の周知動画を活用した街中等での広告、ノベルティグッズ配布による周知を計画し、今後インバウンドの回復を見つつ実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
54	<p>法律トラブルについては、日本司法支援センター(法テラス)における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」(10言語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、在留外国人の多国籍化に対応した言語数の確保等更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。</p> <p>〔法務省〕《施策番号54》</p>	法務省	<p>多言語情報提供サービス(10言語)を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症に関するQ&A、身近なトラブルに関するQ&Aなど、外国人利用者にも有益な情報を10言語に翻訳し、ホームページに掲載することで、外国人利用者の法的サービスへのアクセスの利便性の向上を図ったほか、WEB会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービスにより、多言語での法的支援を実施した。また、Twitter上でも多言語情報提供サービスの周知を10言語で定期的に行った。</p>	<p>年に一度、多言語情報提供サービスの利用者を対象に満足度調査を実施しており、その調査結果に基づいた適切な周知・広報を行う。Twitterだけでなく、メールマガジンなど、他の媒体でも周知を行うことを検討する。</p>
55	<p>失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号55》</p>	厚生労働省	<p>生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等を紹介する外国語パンフレットの作成・配布や、令和3年度補正予算を活用した多言語対応のための機器購入、通訳配置等を進めている。</p>	<p>引き続き、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行えるよう、体制整備に取り組んでいく。</p>
56	<p>外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。</p> <p>このため、14言語で多言語対応している賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋探しのガイドブック」、やさしい日本語で対応している日本で部屋探しをする際に活用できる基本的な情報等をまとめた外国人向けの「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知・普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。</p> <p>さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。</p> <p>〔国土交通省〕《施策番号56》</p>	国土交通省	<p>「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知、日本語教育機関への周知を行うとともに、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。</p> <p>【再掲】施策番号17で記載 不動産関係団体においてガイドブックを公開するとともに、無料相談を実施している。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を内容とするセーフティネット住宅登録制度について、各種会議において周知をしている。</p> <p>登録された住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム」において随時情報提供を行っている。全ての居住支援協議会に対し、令和2年7月14日付で外国人の受入れ等について協力を要請する通知を発出した。平成31年3月15日より、国土交通省HPにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者について、対応言語、サービスの内容等の情報を掲載している。</p> <p>多文化共生総合相談ワンストップセンター等に対して、平成31年4月23日付で出入国在留管理庁と連名で通知を発し、居住支援協議会等との連携を要請している。</p>	<p>不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。</p> <p>【再掲】施策番号17で記載 引き続き、セーフティネット住宅登録制度の周知・普及を図るための取組を推進するとともに、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、登録された住宅の情報提供を実施する。</p>
57	<p>公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組(外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等)を推進する。</p> <p>〔国土交通省〕《施策番号57》</p>	国土交通省	<p>公営住宅に関しては、都道府県・政令市に対し、平成30年12月25日付で通知を発出し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っている。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅については、左記の取組を引き続き実施している。また、都市再生機構における外国人との共生の取組事例集を業界団体を通じ民間賃貸住宅事業者等に対して周知している。</p>	<p>公営住宅に関し、左記要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を引き続き推進する。</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進する。</p>
58	<p>やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットについて、地方公共団体、大学、受入れ企業及び関係省庁等に対する配布を行う。あわせて、関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。</p> <p>また、金融機関に対しては、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。</p> <p>さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。</p> <p>〔金融庁〕《施策番号58》</p>	金融庁	<p>・やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、記載内容を拡充・更新し、金融機関や地方公共団体、大学、受入れ企業、関係省庁等に配布するとともに、受入れ企業等に対する周知を行った。</p> <p>・金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表した。</p> <p>・金融機関へのモニタリングを通して、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促している。</p>	<p>・外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、必要に応じて更新・配布する。また、引き続き、受入れ企業等に対する周知活動を行う。</p> <p>・金融機関に対しては、引き続き、外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。</p> <p>・引き続き、金融機関に対し、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理の実施を促していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
59	受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。 〔法務省〕《施策番号59》	法務省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を行う旨規定した上で、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、当該支援を行うよう明記した。 外国人技能実習機構ホームページの監理団体及び実習実施者向けページにおいて、金融庁作成のパンフレット「外国人の預貯金口座・送金利用について（外国人の受入れに関わる方にとっていただきたい事項）」を一般的な注意事項として掲載しており、監理団体及び実習実施者に向けた周知を行った。	特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を引き続き行っていることを確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。 技能実習生の口座開設が円滑に行われるよう、引き続き、外国人技能実習機構を通じて監理団体及び実習実施者に向けた周知を行う。
60	賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和3年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。 〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕《施策番号60》	内閣府（地方創生） 厚生労働省 金融庁	【内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁】 資金移動業者の口座への賃金支払について、令和2年8月27日の労働政策審議会労働条件分科会において、議論が開始され、令和3年4月19日の労働条件分科会において示した制度の骨子案を踏まえ、引き続き検討中。	賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう留意しつつ、資金移動業者の口座への賃金支払の制度化について、労使団体と協議していく。
61	在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の通じない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組の推進に引き続き取り組む。 〔総務省〕《施策番号61》	総務省	これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握している。 平成31年3月27日に携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請した。その際、在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知を実施した。	携帯電話事業者・業界団体等における取組について適時フォローアップを行う。
62	外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化したところ、引き続き、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号62》	厚生労働省	母子健康手帳の多言語化および効果的な支援方法に関する調査研究結果について、自治体への周知を行った。	全国会議等を活用し、引き続き周知を行う。
63	外国籍等の子供の日本語学習機会の提供を促進するため、幼児教育・保育の無償化について、引き続き、広報、周知する取組を推進する。また、高校及び大学の修学支援制度についても、引き続き、広報、周知する取組を推進する。 〔内閣府（子ども・子育て）、法務省、文部科学省〕《施策番号63》	内閣府（子ども・子育て）	幼児教育・保育の無償化専用HPについて、内閣府HP内に移行したため、その内容を各都道府県に対して周知した（6言語対応）。 内閣府URL： https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/about/index.html	引き続き関係省庁と連携し、周知に努める。
		法務省	内閣府と協力して作成した幼児教育・保育の無償化に係るリーフレット並びに文部科学省と協力して作成した高校及び大学の修学支援制度に係るリーフレットについては、引き続き、外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、SNS及び出入国在留管理庁メール配信サービスによる情報発信、受入環境調整担当官による関係機関等への情報提供など、広報、周知を行っている。	引き続き、外国人生活支援ポータルサイト、SNS、関係機関等を通じ、広報、周知する取組を行っていく。
		文部科学省	広報資料の作成にあたり、出入国在留管理庁に協力した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。
64	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等を踏まえ保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き取り組む。また、放課後児童クラブにおいて、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方等に基づき、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう引き続き取り組む。 〔厚生労働省〕《施策番号64》	厚生労働省	保育所における外国籍の子どもへの配慮や、小学校への切れ目のない支援については、「幼稚園、保育所、認定こども園等における外国籍の子ども等への対応について」（令和元年8月8日付け事務連絡）で自治体に周知済み。 放課後児童クラブについては、令和元年6月に、地方公共団体に対し、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう事務連絡により要請した。 これらの事務連絡の周知により、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう努めている。	対応済み。
65	調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握し、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集した上で、好事例等の横展開を引き続き行う。 〔厚生労働省〕《施策番号65》	厚生労働省	令和元年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究」を実施し、令和2年3月に調査研究報告書を取りまとめ、令和2年7月に自治体に対し好事例等を周知した。 また、令和2年度には、上記調査研究に加え、子ども・子育て支援推進調査研究事業「外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究」により、外国籍の子どもへの円滑な保育所等利用に向けた取組について調査研究を実施し、令和3年3月に調査研究報告書を取りまとめ、令和3年4月に自治体に対し取組ポイント集等を周知した。 また、当該調査研究の報告書等についてはHPに掲載して周知している。	対応済み。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
66	<p>公立学校において、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を拡充する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。また、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を隔年で実施し、受入状況に係る実態や課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を図るとともに、日本語指導等の教材の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組む。さらに、外国人児童生徒等の学びにも資すると考えられる、音声読上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書について、必要とする外国人児童生徒が活用しやすくなるための取組を引き続き検討する。加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方について実践的な研究を実施し、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。また、外国人幼児等に対する指導上の留意事項等を整理した資料を用いて周知を図る。令和3年1月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』において、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について提言が行われていることを受け、上記の各施策の充実を図る。〔文部科学省、法務省〕《施策番号66》</p>	<p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備(日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、ICTの活用、自治体がNPO等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など)に対する取組を支援している。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>集住地域・散在地域それぞれの課題解決のための方策について先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図るため、多文化共生に向けた調査研究を集住地域・散在地域において行っている。</p> <p>学習者用デジタル教科書については、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を検討しており、「第一次報告」が令和3年6月に取りまとめられた。教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施している。</p> <p>学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくなるための取組の検討を行っている。</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、引き続き、先進地域での実践(教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の充実を図るほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援する。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>令和6年度からの教科書改訂に合わせた本格的なデジタル教科書の導入に向けて、「第一次報告」を踏まえ、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を引き続き検討し、令和4年中に報告書を取りまとめる。教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施する。</p> <p>引き続き、学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえつつ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくなるための取組を検討する。</p>
67	<p>教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、外国人児童生徒のための日本語能力測定方法による評価結果の活用等の系統的な日本語指導を実践するための研修体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等を推進する。また、外国人児童生徒等の指導を担当する教師が効率的に必要な知識や技能を得られるよう作成した「研修用動画コンテンツ」を文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等において配信するとともに広く周知し、その活用を促すことにより、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。さらに、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」による研修指導者の養成、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。また、各地方公共団体が実施する研修の充実のため、文部科学省が「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣等を行う取組を実施する。さらに、幼稚園等では幼児期の特性を踏まえた対応が求められることから、研修プログラムの開発等の調査研究を行う。あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の提供という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。〔文部科学省〕《施策番号67》</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(委託事業)にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発し、教育委員会・学校等への普及を図っている。</p> <p>また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により、地域における研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行っている。</p> <p>さらに、外国人児童生徒等への教育を担う教員が効率的に必要な知識や技能を得られるよう、研修用動画コンテンツを作成し、情報検索サイト「かすたねっと」で提供を行っている。</p> <p>また、外国人幼児等の特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究を行っている。</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、引き続き、「モデル・プログラム」の普及を図るとともに、研修用動画コンテンツの周知を図るほか、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進する。</p> <p>また、幼児への指導の充実に関する研修プログラムの開発等に向け引き続き調査研究を実施する。</p>
68	<p>外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県で公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)が講じられることを目指し、実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例について教育委員会への情報提供等を行う。さらに、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けた検討を進めるとともに、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を進める。また、多文化共生やグローバル人材育成の在り方について、集住地域・散在地域において実践的な研究を実施する。〔文部科学省〕《施策番号68》</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援している。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組を推進するよう示している。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けた検討を行うとともに、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を進めている。</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の実施状況の把握を行うとともに、都道府県教育委員会に対し取組の推進を要請する。また、引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援する。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けて、必要な法令改正を令和3年度中に実施するとともに、カリキュラム作成・指導方法等のガイドラインの作成に向けた検討を進める。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
69	<p>外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図る。また、地方公共団体が講ずべき事項に関し、令和2年7月に文部科学省が定めた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することを始め、就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握、学校への円滑な受入れ等を推進する。さらに、「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、地方公共団体における取組の有無、就学状況に係る課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を行うことで、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進するとともに、国内の各国大使館・総領事館にも情報提供を行う。学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書を作成しているところ、当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込むことにより、令和7年度末までに自治体における住民基本台帳システムとの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握を図る。</p> <p>また、就学案内や初期の適応指導に活用できる多言語・やさしい日本語の動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを周知するとともに、多言語による就学案内文書等を掲載した情報検索サイト「かすたねつと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援する。加えて、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。</p> <p>さらに、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行うほか、在留資格審査に当たって子供の就学状況の確認に努めるなど、外国人保護者に対し子供の就学を促す取組を推進する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号69》</p>	文部科学省	<p>多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>令和元年度に続く第2回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理を進めている。</p> <p>「外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援している。</p> <p>学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書1.0版を令和3年8月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込むこととしている。令和7年度末までに自治体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握を図る。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねつと」の運営を行っている。【再掲】施策番号17で記載</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、引き続き「外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の支援を行う。</p> <p>また、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、7言語追加するとともに、先進地域での実践(教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねつと」の運営を行う。【再掲】施策番号17で記載</p>
		法務省	<p>・在留資格審査において、子供の就学状況を確認する仕組みについての検討を進めた。</p> <p>・幼児教育・保育の無償化及び高等教育の修学支援新制度に係るリーフレットについて、地方公共団体宛てに在留外国人に対する周知を依頼するとともに、外国人生活支援ポータルサイトへの掲載、SNS及び出入国在留管理庁メール配信サービスによる情報発信や受入環境調整担当官による関係機関等への情報提供など、広報・周知を行っている。</p>	<p>・引き続き、就学促進につながる支援制度等について地方公共団体と連携し、周知を図っていくとともに、在留資格審査において、子供の就学状況を確認するための仕組みについて検討を進める。</p> <p>・引き続き、就学促進につながる支援制度等について外国人生活支援ポータルサイト、SNS、関係機関等を通じ、広報、周知を行っていく。</p>
70	<p>日本の高校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、在留資格の取扱いについて周知する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号70》</p>	文部科学省	<p>各都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会等に、在留資格「家族滞在」で滞在する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合における「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更に係る取扱いに関する通知を発出しているところ、必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に当該通知内容の周知を図っている。</p>	今後とも必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に周知を図る。
		法務省	<p>出入国在留管理庁ホームページにおいて、6か国語及びやさしい日本語にて案内を掲載の上、本件取扱いの概要、必要書類について公開している。</p>	引き続き、ホームページの掲載箇所、案内方法の見直しも含めて、よりわかりやすく広報することに努める。
71	<p>補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて保護者同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。 〔警察庁〕《施策番号71》</p>	警察庁	<p>少年の非行を防止するため、補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、少年の健全育成を図っている。</p>	今後も、大学生ボランティア等と連携して、少年の健全育成を図る。
72	<p>言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。</p> <p>特別支援学校等においても、日本語指導補助員や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。</p> <p>あわせて、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を新たに把握するとともに、外国につながるのある子供の特別支援教育に関する研究を行う。 〔文部科学省〕《施策番号72》</p>	文部科学省	<p>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、日本語指導補助員・母語支援員の配置、ICTの活用など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況等に関する調査(令和3年度)」において、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況について調査している。</p> <p>また、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」において、障害のある外国人児童生徒への対応等について、講義の中で取り扱っている。</p> <p>さらに、令和3年度、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、小・中学校の特別支援学級に在籍している障害のある外国人児童生徒等の個々の事例を収集し現状と課題等について整理・分析を目的にした研究を行っている。</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」及び中央教育審議会における増加する外国人児童生徒等への教育の在り方に関する答申も踏まえ、引き続き、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。【再掲】施策番号17で記載</p> <p>また、引き続き、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、外国につながるのある子供の特別支援教育に関する研究を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
73	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)の周知を引き続き行う。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号73》	法務省	出入国在留管理庁ホームページに掲載している当該施策の概要及びガイドラインにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		厚生労働省	ハローワーク等において、留学生の採用を検討している企業や日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生からの求人・求職相談の機会を捉えて、本制度について、適切に情報提供を行った。	引き続き、ハローワーク等において、適切に情報提供を行う。
		経済産業省	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)の周知を行っている。	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)の周知活動として、経済産業省の企業等を対象としたセミナーにおいて、本在留資格の周知を行う予定。
74	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の在留資格の企業等への周知を引き続き行う。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号74》	法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		経済産業省	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の在留資格の企業等への周知を行っている。	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)の周知活動として、経済産業省の企業等を対象としたセミナーにおいて、本在留資格の周知を行う予定。
75	日本の食文化海外普及人材育成事業は、日本の食・食文化の海外普及の促進を行うため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である日本の食文化海外普及人材育成事業について、本事業の適正な運用を行いつつ、農林水産省ホームページにおける情報掲載等を通じて普及を図る。 〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号75》	法務省	日本の食・食文化の海外普及の促進を行うために、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である日本の食文化海外普及人材育成事業について、本事業の適正な運用を行っている。	引き続き、日本の食文化海外普及人材育成事業の適正な運用を図っていく。
		厚生労働省	調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅の拡大を図るため、農林水産省の「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充のための実施要領改正に協力した。	実施要領改正により名称が改められた「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に引き続き協力する。
		農林水産省	日本の食文化海外普及人材育成事業の適切な運用を行いつつその普及を図る。	引き続き、当該施策の周知に努める。
76	「外国人起業活動促進事業」及び本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」(令和2年11月措置)につき、広報・周知を図る。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号76》	法務省	「外国人起業活動促進事業」及び本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」(令和2年11月措置)について、適正な運用を行うとともに、出入国在留管理庁ホームページにおいて情報提供を行っている。	引き続き、当該制度の適正な運用及び周知・広報を図っていく。
		経済産業省	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会ベストプラクティス共有ワーキング・グループの開催や、「J-Startup Hour」での、外国人起業活動促進事業(スタートアップビザ)特集により、スタートアップ関係者、自治体職員等に対して広報、周知を実施している。	引き続き、イベントやワーキンググループ等を通じ、制度の広報、周知を実施していく。
77	一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業等を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、引き続き在留諸申請手続における提出書類について情報提供を実施する。 〔法務省〕《施策番号77》	法務省	在留諸申請手続における提出書類について、出入国在留管理庁ホームページにおいて情報提供を行っている。	引き続き、必要な情報提供を実施する。
78	大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み(留学生就職促進教育プログラム認定制度)を開始する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとし、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求めるとともに、奨学金の優先配分等の支援を行う。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 〔文部科学省〕《施策番号78》	文部科学省	「留学生就職促進教育プログラム認定制度」について、留学生の国内企業等への就職に資する優れた教育プログラムを展開する9大学について令和3年10月28日付で初回の認定を行なった。令和4年1月現在、令和4年度から実施予定のプログラムを対象とする第2回目の認定申請を受け付けており、令和3年度内を目途に認定を行えるよう対応している。	今後も、我が国企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを提供する大学等に対し、当該プログラム内容の認定を進めるとともに、外国人留学生の国内企業等への就職が促進されるよう制度周知を行っていく。
79	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備える観点から、専修学校において留学生が母国で主にオンラインを通じて学習するためのコンテンツ開発や学修サポート体制を構築するとともに、現地の教育機関などとも連携し、母国での学修を評価し、来日以後の残りの学修、就職支援までをトータルパッケージで支援するモデルを構築する。 〔文部科学省〕《施策番号79》	文部科学省	令和3年度から「専修学校留学生の学びの支援推進事業」を開始し、全国6団体に委託し専修学校におけるモデル構築に取り組んでいる。	受託団体において事業に取り組み、令和5年度までに専修学校におけるモデル構築を行う。 また、その取組や成果を体系的にとりまとめ、普及・定着を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
80	大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。 〔文部科学省〕《施策番号80》	文部科学省	日本学生支援機構に特設サイトを開設し、留学生の受入れや就職支援に熱心に取り組んでいる大学における留学生の在籍状況や就職率などに関する情報を集約し、公表した。 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果: https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/data/2019.html 外国人留学生のための就活ガイド: https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/guide.html	引き続き、当該サイトを通じて、大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的な情報発信を行っていく。
81	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に見えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会(意見交換)を引き続き行う。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号81》	法務省	各種研修会等に参加し、特定活動告示46号(施策番号73)や就職が内定した秋卒業の留学生に対し採用までの間本邦に滞在することを認める「特定活動」(施策番号74)を含む留学生の就職支援に係る情報提供を行った。	引き続き、研修会に対応していく。
		文部科学省	日本学生支援機構、就職問題懇談会、文部科学省が共同で開催する令和3年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス中の、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」と題するプログラム内において、出入国在留管理庁からも「大学・専門学校等卒業後の在留申請等について」の情報提供を受けつつ、教育機関に求められる外国人留学生就職支援の在り方についての講演・体験談の録画配信を実施した。	引き続き、各大学の要望等も踏まえ、出入国在留管理庁と連携して研修会への講師派遣等を行う。
82	留学生の採用時に高い日本語能力(例えば日本語能力試験N1相当以上)を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性がある。こういった実態を踏まえ、関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に適した採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、周知・活用促進を図るとともに、自治体や、企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対して、さらに横展開していく。また、同ハンドブックに基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。 〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省等関係省庁)〕《施策番号82》	経済産業省	留学生の多様性に適した採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、セミナーやワークショップなどの機会を通じ、周知・活用促進を図った。	引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
		厚生労働省	「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、ハローワーク等において、事業主向けセミナー等の機会を活用し、外国人留学生の採用を検討している事業主等への周知を行った。	引き続き、ハローワーク等において、周知を行う。
		文部科学省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により、留学生の多様性に適した採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、周知・活用促進を図っている。	引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」が活用されるよう、各国公私立大学に対して周知する。
83	日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報発信の充実を図る。特に、企業が留学生の採用から入社後の活躍まで、それぞれの段階で支援施策を参照できるよう、関係省庁の施策を分かりやすく整理して発信する。 さらに、地方の中堅・中小企業に対しても効果的な支援を提供するために、伴走型支援を進めるほか、中堅・中小企業や支援機関向けに作成した教材・指導カリキュラムを活用したセミナー開催に取り組むなど、高度外国人材の就職後の活躍に関する支援を拡充していく。 〔経済産業省(法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁)〕《施策番号83》	経済産業省	高度外国人材活躍推進プラットフォームのポータルサイトにおいて、高度外国人材の日本企業での就職や活躍促進に向けた関連施策の情報発信やワンストップサービスの提供を実施中。各地方貿易情報センターに配置されたコネクターによる、個別企業の高度外国人材の採用や社内での定着・活躍に関する悩みへの伴走型支援についても継続的に実施している。また、ポータルサイトへは高度外国人材の日本企業における採用から社内での定着・活躍において必要となる手続等をそれぞれステップ別に紹介する動画や外国人材向けに掲載している高度外国人材関心企業情報リストの紹介動画を追加掲載しており、より企業や外国人材にとって有用な情報を発信できるよう、内容の拡充を図っている。	関係機関連携の下、引き続き、高度外国人材の採用や活躍推進に向けた各種情報発信や伴走型支援の提供、関連イベントの開催を継続していく。ポータルサイトの高度外国人材関心企業情報に関しては、掲載を検討する企業向けの企業PR文作成支援キャンペーンを2月まで実施予定であり、更なる掲載企業数の拡大を目指す。また、省内関係課室とも連携し、高度外国人材の採用から入社後の活躍まで、それぞれの段階で支援施策を参照できるような施策一覧もポータルサイトへ掲載予定。高度外国人材の採用後の活躍支援に関しては、より企業や指導者が自走して学べる環境を整備するために教材やカリキュラムのe-ラーニング化を進めていく。
		法務省	日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報発信の充実に向けた協力を行っている。	引き続き、関係省庁との連携の下、各種情報発信の充実を図っていく。
		外務省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて国際交流基金の日本語教育に関する情報発信を行っている。	引き続き情報提供による連携を行う。
		文部科学省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」上に、外国人留学生の受入れ及び国内での就職状況等に関する情報を参照できるよう「日本留学情報サイト(Study in JAPAN)」内の関連ページを掲載し、適切に情報提供を行っている。	引き続き、本施策について経済産業省と連携し、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて、留学生の就職に係る情報の広報・周知を適切に行う。
		厚生労働省	JETRO主催の外国人留学生向けジェトロオンライン合同企業説明会に共催として参加し、企業への事前説明会で講演したほか、ハローワーク等を通じ留学生等に対し、当該説明会の周知等を行う等の協力を行った。	引き続き、必要な協力を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
84	ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。 〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号84》	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。
		経済産業省	中小企業・小規模事業者に対し、外国人留学生を含む多様な人材の確保・定着のためのノウハウやマッチング機会の提供等を行い、同事業者のニーズに応じた人材確保の推進を図っている。	引き続き、地域の中小企業・小規模事業者のニーズに応じて外国人留学生を含む多様な人材の確保・定着を支援する。
85	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。 〔文部科学省〕《施策番号85》	文部科学省	「日本留学海外拠点連携推進事業」により、海外に拠点をもち各大学に事業を委託し、6地域の海外拠点(ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、ロシア・CIS、中東・北アフリカ)にて日本留学に関する情報収集・発信、優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進、帰国留学生とのネットワーク構築を行った。コロナ禍により活動が制限されたが、情報発信やリクルーティング活動をオンラインに切り替える等して事業を行っている。	来年度も引き続き事業を行っていく。
86	アジアの優秀な理系分野の人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、関係機関との連携強化を図り、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用、インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供を実施する。 〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号86》	外務省	新型コロナの影響によりインターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上で遠隔と対面を組み合わせた柔軟な受入を実現、国内の留学生(JICA研修員)を対象に、延べ60名がインターンシップを実施し、39名が今後実施予定。加えて、8月、9月、12月には5日間にわたり、完全遠隔による企業交流会を実施し、延べ94名が参加した。「JETRO伴走型支援」との連携強化に向け、高度外国人材活躍推進コーディネーターと進捗・情報共有を行った。	1月以降にも企業交流会を実施予定であるほか、令和4年度も同様に企業交流会を実施する。 引き続き、高度外国人材活躍推進プラットフォームにおけるJETROポータルサイトへのイベント情報の掲載、国内外でのジョブフェア等の情報提供、および「JETRO伴走型支援」との連携した企業とイノベティブ・アジア生のマッチング強化に取り組む。
		法務省	イノベティブ・アジア事業においてパートナー校として指定を受けている大学を卒業等した者及び同事業の一定の研修を修了した者が日本での就職を希望する場合、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算や在留諸申請に係る提出書類の簡素化の措置を講じている。	引き続き、当該事業の適正な運用を図っていく。
		経済産業省	高度外国人材活躍推進ポータルサイトにおいて、イノベティブ・アジア事業の取組など、日本企業への就職に関心を持つ外国人材を対象とした各種イベントや施策の情報発信を一元的に実施している。	引き続き高度外国人材活躍推進ポータルサイトにおいて、関連事業や支援施策の情報掲載を行い、関係省庁連携の下、一元的な情報発信を行っていく。
		文部科学省	平成30年度に国費外国人留学生制度において、イノベティブアジア事業に関連するプログラムを採択。国費外国人留学生として採用され、イノベティブアジア事業の対象とされた学生に対し令和3年度も引き続き支援中。	引き続き、支援を実施する。
87	介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成等を行うほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。 また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を推進する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号87》	厚生労働省	令和元年度から、都道府県等において、外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施したり、研修講師の養成研修等を実施した場合における必要な経費を補助する制度を創設し、令和3年度補正予算において介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続の支援を実施した。	引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
		文部科学省	介護分野も含めた外国人留学生を対象として、支援を実施している。 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html	引き続き、介護分野も含めた外国人留学生を対象として支援を実施する。
88	留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続について大学や企業等への周知を図るとともに、留学生の卒業後の日本での就労に必要な手続についても大学や企業等に引き続き広く周知する。 〔法務省、文部科学省、経済産業省〕《施策番号88》	法務省	国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の際に、モデルケースやフロー図(令和2年12月に出入国在留管理庁ホームページに掲載したもの)等の資料を用いて広く周知している。	引き続き、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の機会において、国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について広く周知を行う。
		文部科学省	外国人留学生向けのインターンシップや日本での就労に必要な手続等について、日本学生支援機構発行の「外国人留学生のための就活ガイド」等により留学生及び大学等に対し周知を実施している。	出入国在留管理庁等と連携して、出入国在留管理庁が作成するHP等の内容について大学への周知徹底を図る。
		経済産業省	出入国在留管理庁が策定した「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」について企業等に周知を実施している。	引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
89	外国人留支援センターを拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ対応する。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号89》	経済産業省	【経済産業省、法務省】 国際化促進インターンシップ事業を通じた日本企業における高度外国人材の受入促進に向けて、参加企業やインターンの応募を広く募るため外国人留支援センター(FRESC/フレスク)の運営協議会の場等を活用し、各関係機関への事業周知を実施した。なお、令和3年度事業に関してもコロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、完全オンライン形式にて8月～12月に事業を実施した。	インターンシップ事業に関しては、引き続き外国人留支援センター(FRESC/フレスク)を活用した情報提供や入居機関との連携を行っていく。
		法務省		
		厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。 【再掲】施策番号84で記載	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。
90	令和2年度に策定した「特定活動」(告示第9号)の在留資格に係るインターンシップガイドラインについての周知を図り、より一層適正な制度の利用を促進する。 〔法務省〕《施策番号90》	法務省	出入国在留管理庁ホームページに掲載されているガイドラインにおいて周知を行っている。	引き続き、当該施策の周知に努める。
91	総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行う。 〔外務省〕《施策番号91》	外務省	新型コロナウイルス感染症による各国の水際対策により留学生の往来が制限されている状況であるが、在外公館に対し日本国内の就職関連情報などを現地で継続して発信するよう指示した。	現地での新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、引き続き、可能な手段で情報発信を行う。
92	令和2年度に作成した職場定着のためのモデルカリキュラムを活用して、外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。さらに、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号92》	厚生労働省	令和2年度に作成した職場定着のためのモデルカリキュラムを活用して、外国人留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施した。	引き続き、外国人留学生を対象とした職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。
93	キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号93》	厚生労働省	キャリアコンサルタント向けのオンラインによる研修コンテンツに、外国人支援に特化した研修プログラムを新たに開発し、令和3年12月より提供。本研修等を通じて留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行っている。	引き続き、留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成に取り組むため、当該研修等のオンライン実施や周知を行う予定。
94	元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号94》	厚生労働省	企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な実施により、外国人材の活躍や定着につながっている企業事例を含めた好事例を収集中。	令和3年度内に好事例をとりまとめ周知を行うとともに、令和4年度以降も引き続き周知に取り組んでいく。
95	大学と労働局(ハローワーク)の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を実施する。また、そこで得られた好事例やノウハウ等を、全国の大学及び関係機関等に共有する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号95》	厚生労働省	令和3年4月までに全国4箇所にある外国人雇用サービスセンターが設置されている公共職業安定所と5大学が各地域で初となる連携協定を締結し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を行っている。	各連携協定の実績を把握し、そこで得られた好事例等を大学や関係機関等に共有し、引き続き留学生の国内就職・定着を促進していく。
		文部科学省	令和2年11月以降、複数の大学及びハローワーク(外国人雇用サービスセンター)間において「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」が締結されていることを受け、各国公私立大学に対して、本取組の促進を目的に情報提供している。	引き続き、本取組が促進されるよう、各国公私立大学に情報提供していく。
96	労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号96》	厚生労働省	令和3年度においては労働基準監督官を増員し、引き続き外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組んでいる。また、更なる体制整備に向けて労働基準監督官の増員の検討を進めた。 事業所訪問や雇用管理セミナーの開催を通じ、外国人雇用管理指針の周知・啓発や雇用管理改善等に関する相談・支援を実施する等、ハローワークにおいて外国人の職場定着支援に取り組んでいる。	引き続き、労働基準監督官による外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。 引き続き、雇用管理改善等に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、必要な体制整備を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
97	<p>技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあることから、技能実習生の出入国・在留状況及び実習実施者等の現況等に関して、出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより適時・確実にを行うことで、地方出入国在留管理局及び外国人技能実習機構による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を強化する。</p> <p>また、外国人技能実習機構の業務システムについては、技能実習適正化法施行後の業務実施状況等を踏まえ、出入国在留管理庁と円滑かつ確かな情報連携を行うことができる構成とすることで、更なる制度適正化及び技能実習生の保護を図る。</p> <p>さらに、地方出入国在留管理局が必要に応じ外国人技能実習機構と連携して行う監視団体・実習実施者に対する調査を強化するとともに、迅速かつ厳正な行政処分等を実施し、制度の更なる適正化に取り組む。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号97》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】</p> <p>出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携を強化するための出入国在留管理庁の外国人出入国情報システムと機構データベースシステムの連携改修について、令和3年度補正予算(第1号)を確保し、仕様等の検討を進めており、外国人技能実習機構の業務システムについては令和5年1月のシステム更改に向け、令和3年度から設計・開発を行っている。</p> <p>また、令和3年4月から地方出入国在留管理局の体制の強化を行い、技能実習関係調査案件を集中的に処理し、機動的かつ効率的に調査を行う取組を開始した。</p>	<p>令和5年3月までにシステム間の連携及びシステム開発を進め、相互の連携を強化し、効果的な実地検査などを行うことにより、更なる制度の適正化を図っていく。</p> <p>また、技能実習制度の適正化に必要な体制整備を図る。</p>
98	<p>我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、令和元年度、日本語を含む11言語で作成したところ、令和3年度は14言語に対応する視聴覚教材を拡大するほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。あわせて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号98》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>令和2年度までに日本語を含む14か国語で作成した特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材について、業界団体等に対して、それら視聴覚教材の活用方法を周知するとともに、事業者に対して、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう指導している。令和3年度には14言語に対応する視聴覚教材を拡大するほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材や危険有害業務に係る補助教材等(14か国語)を作成中である。</p>	<p>令和3年度に作成した視聴覚教材等を含め、これまでに作成した視聴覚教材等の普及啓発を図る。</p>
99	<p>都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14言語(日本語を含む。)で対応しており、引き続き相談対応の確実な運営の実施を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号99》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語(日本語を含む。)で対応している。</p>	<p>引き続き、各相談窓口において14か国語での相談対応の確実な運営を行う。</p>
100	<p>事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生を予防し、日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場作りを促進するため、令和2年度に作成した「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」を始め、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文をやさしい日本語及び外国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主や外国人、ハローワークなどの関係機関に周知する。 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成金の活用を図るため、周知等を行っていく。 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に作成した外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラムを、外国人を雇用する企業等へ周知する。 多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としての「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信(ホームページ、SNS、パンフレット等)を強化する。取り分け、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた場合等のきめ細かな再就職支援のため、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等をやさしい日本語を含む多言語で周知する。 <p>〔厚生労働省〕《施策番号100》</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「雇用管理に役立つ多言語用語集」、モデル就業規則のやさしい日本語版について、ハローワーク等において、事業主等への周知を行った。 令和2年度に作成した外国人労働者のための職場定着のためのモデルカリキュラムについて、企業、地方公共団体、大学に対する周知を行った。 外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置である「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」について、活用促進のためホームページ等により周知等を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方への支援策をまとめたパンフレットについて、やさしい日本語を含む15言語による翻訳を実施し、ホームページに掲載・公表した。また、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等についても、引き続き周知を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業主等への周知を行うとともに、令和4年度予算案において「雇用管理に役立つ多言語用語集」の対象言語の拡大を予定。 引き続きモデルカリキュラムの周知を行っていく。 引き続き、助成金の活用が図られるよう周知等を行っていく。 引き続き、やさしい日本語を含む多言語による情報発信に努める。
101	<p>都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号101》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を設置・活用し多言語対応を図っている。</p>	<p>引き続き、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を活用する。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
102	事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。 〔厚生労働省〕《施策番号102》	厚生労働省	平成31年1月に労働者死傷病報告の様式を改正し、新たに、被災した外国人労働者の国籍及び在留資格を把握することで、毎年外国人労働者の労働災害の集計結果を公表しているほか、引き続き、外国人労働者の労働災害の傾向等について分析を行っている。	引き続き、外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用していく。
103	通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器の活用等により、引き続き外国人求職者に対する丁寧な相談対応を実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号103》	厚生労働省	通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器の活用等により、外国人求職者に対する多言語による職業相談を実施している。	引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備に努め、外国人求職者に対するきめ細やかな相談支援を実施していく。
104	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援研修事業)について、引き続き着実に実施するとともに、事業の学習到達目標に応じたモデルカリキュラム及びモデルテキストを作成する。 〔厚生労働省〕《施策番号104》	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。また、外国人就労・定着支援研修事業についても着実に実施するとともに、事業の学習到達目標に応じたモデルカリキュラム及び講師向けの手引きを作成した。	引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。
105	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号105》	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和3年度は、7県で実施した(令和3年11月末時点)。定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和3年度は、4か所に配置した。なお、令和2年1月に取組事例をとりまとめて都道府県等へ周知を行っている。	定住外国人の日本語能力に配慮した職業訓練については、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて、委託により実施することを可能としており、今後も引き続き実施するほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを引き続き、配置する。また、引き続き好事例の収集及びその周知等に取り組む。
106	人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。 〔厚生労働省〕《施策番号106》	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施している。	今後ともホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用し、周知・広報を図る。
107	社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。 〔厚生労働省〕《施策番号107》	厚生労働省	国民健康保険について、市町村の取組に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組等を行っている市町村を評価対象としている。 令和元年6月以降、出入国在留管理庁から提供を受けている特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。	国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組について、引き続き周知していく。 引き続き、出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。
108	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号108》	厚生労働省	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援の対象とし、支援メニューを充実させた。	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援の対象としていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
109	<p>地方出入国在留管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。</p> <p>このため、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況等を適切に確認し、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号109》</p>	<p>法務省</p>	<p>「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記するとともに、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。</p> <p>また、特定技能制度については、社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、厚生労働省へ必要な情報提供を行っている。</p> <p>さらに、その他の在留資格を有する外国人について、令和2年12月18日に通知を発出し、地方自治体において国民健康保険料の特に悪質な滞納者と判断された者について、地方出入国在留管理官署に通報し、被通報者の在留期間更新申請等に国民健康保険料(税)を納付したことを示す資料(以下「納付証明書」という。)の提出を求め、納付証明書の提出がない場合は、在留資格変更許可申請等を許可する相当性がないものとして、原則として不許可処分とする運用の試行を開始した。</p>	<p>引き続き、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>また、その他の在留資格を有する外国人について、令和2年12月に開始した通報スキームの試行について、引き続き、実施状況を踏まえつつ検討を進めていく。</p> <p>さらに、地方自治体から通報のあった外国人等に係る審査に必要な体制整備を図る。</p>
110	<p>国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うという健康保険制度の基本的な考えに立ち返り、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることの徹底や、適正な認定事務の確保のため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)により、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、国籍を問わず原則として国内に居住しているという要件が導入されており、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みが適切に実施されるよう、引き続き取り組んでいく。国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。</p> <p>さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を発出しており、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続き実施の促進を図る。</p> <p>加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求められることができること、その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないことなど、本人確認を実施する場合の方法に関する通知を発出しており、適切な運用を図っていく。また、医療機関等におけるオンライン資格確認については本年10月までに本格運用を開始し、マイナンバーカードのICチップの読み取りにより、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者証の即時の有効性確認が可能となる。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号110》</p>	<p>法務省</p>	<p>国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度は、平成31年1月7日から本格的に運用が開始されており、当該通知制度が適切に実施されるよう厚生労働省と連携して取り組んでいる。</p>	<p>今後も引き続き厚生労働省と連携しながら適切に取り組んでいく。</p>
		<p>厚生労働省</p>	<p>健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件について、円滑に制度が運用されるよう取り組んでいる。</p> <p>国民健康保険においては、市町村から法務省に通知する枠組みについて、通知対象を拡大する通知を平成31年1月7日に発出している。また、令和元年5月15日に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を明確化している(令和元年5月22日施行)。</p> <p>更に、平成31年4月1日発出の通知を踏まえ、海外出産に係る出産育児一時金について、海外療養費における対応も踏まえつつ、支給の適正化に向けた対策等の周知を行っている。</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用を令和3年10月に開始した。</p>	<p>国保における資格管理や支給の適正化について、引き続き周知していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
111	<p>地方出入国在留管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。</p> <p>また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。</p> <p>〔法務省(財務省、総務省)〕《施策番号111》</p>	<p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>総務省</p>	<p>「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、法務省ホームページで公表した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記している。</p> <p>また、地方出入国在留管理官署では、特定技能外国人からの在留諸申請において、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、申請を不許可等とすることとしている。</p> <p>さらに、特定技能制度においては、情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、国税庁へ必要な情報提供を行っている。</p> <p>その他の在留資格を有する外国人についても、一定程度の滞納がある場合については、在留諸申請が不許可となることがある旨記載した総務省作成のリーフレットを地方出入国在留管理局に設置するなどの対応を行うとともに、納税義務を履行しない者に対して在留諸申請においてとり得る措置についての検討を進めた。</p> <p>情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。</p> <p>法務当局が特定技能所属機関・特定技能外国人の納税義務の履行状況を確認する手段や手順について、法務省と必要な協議を行い、当局間で内容を確認した。</p>	<p>特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>その他の在留資格を有する者についても、引き続き、納税義務を履行しない者に対して在留諸申請においてとり得る措置についての検討を進める。</p> <p>法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。</p>
112	<p>受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援を実施することとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。</p> <p>〔法務省〕《施策番号112》</p>	<p>法務省</p>	<p>平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内するよう明記した。</p>	<p>特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内する旨の支援を行っていることを引き続き確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。</p>
113	<p>個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。</p> <p>また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。</p> <p>〔総務省〕《施策番号113》</p>	<p>総務省</p>	<p>特別徴収の推進、一括徴収制度及び納税管理人制度の推進について、地方公共団体宛事務連絡に記載し、これら施策の推進を依頼した。</p> <p>また、これらの施策については、「生活・就労ガイドブック」にも記載済みである。</p> <p>令和2年度には、新たに在留外国人に対する個人住民税の制度周知用多言語パンフレット及び賦課徴収に関する多言語フレーズ集を作成して全国の地方公共団体や、地方出入国在留管理局・支局、地方労働局へ配布し、周知を依頼したほか、当該パンフレット等について、引き続き総務省HPに掲載している。</p>	<p>引き続き、地方公共団体に対して制度の周知を図るとともに、必要に応じて、外国人労働者本人が個人住民税の仕組みを理解し、適切に納付できるよう、その周知方法を検討していく。</p>
114	<p>15言語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すとともに、15言語に対応した「Safety tips」や気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進する。</p> <p>また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、地方出入国在留管理官署等を通じて、周知・普及促進を図る。</p> <p>さらに、「避難情報に関するガイドライン」の改定に併せて多言語辞書の改定を行い、外国人に対しても正確な情報が伝わる環境を整備する。</p> <p>〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号114》</p>	<p>内閣府(防災担当)</p> <p>法務省</p> <p>総務省</p> <p>国土交通省</p>	<p>【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】</p> <p>15言語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すとともに、15言語に対応した「Safety tips」や気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知を行った。</p> <p>また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、地方出入国在留管理官署等を通じて、周知・普及促進を行った。</p> <p>さらに、「避難情報に関するガイドライン」の改定に併せて多言語辞書の改定を行い、Safety tipsへの反映を行った。</p>	<p>これまで作成したポスターやリーフレットに加え、周知に資する新たなツールを検討・作成する。さらに、これらを用いて、指定公共機関・出入国在留管理官署・地方公共団体の防災部局及び多文化共生部局等を通じて、これまでよりも広いチャネルを活用した周知・普及促進を図る(令和4年度中)。</p>
115	<p>災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和3年度を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、平成30年度から実施している養成研修を引き続き実施する。</p> <p>〔総務省〕《施策番号115》</p>	<p>総務省</p>	<p>令和3年9月に「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ令和4年2月に延期した。同研修にはこれまでに全都道府県から129名が参加している。</p>	<p>令和4年2月に同研修を実施予定。</p>
116	<p>災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。</p> <p>〔外務省〕《施策番号116》</p>	<p>外務省</p>	<p>防災施策説明会の年度内開催に向け、調整中。</p>	<p>引き続き、開催に向け、検討・準備を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
117	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。 外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。 〔総務省〕《施策番号117》	総務省	電話通訳センターを介した三者間同時通訳については、令和3年6月1日現在、全724消防本部のうち647本部(89.4%)が導入している。 救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和3年6月1日現在、全国724消防本部のうち647本部(89.4%)が導入している。 【再掲】施策番号17で記載	引き続き、あらゆる機会を通じて導入事例等を紹介しながら、導入の促進を図っていく。 なお、救急ボイストラについては、調査により都道府県の実態や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に見える化するとともに、導入の促進を図る。 【再掲】施策番号17で記載
118	各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトに集約して掲載することで、引き続き周知・徹底を図る。 また、技能実習生については、監理団体・実習実施者等の技能実習関係者に対し、技能実習生の状況も踏まえ、生活支援、在留資格、感染予防等に関する情報について、外国人技能実習機構を通じて引き続き周知・徹底を図る。 さらに、外国人留学生については、高等教育機関・日本語教育機関に対し、新型コロナウイルス感染症の最新状況、感染防止・予防に資する情報や資料提供等を行い、周知を改めて徹底する。 〔法務省、厚生労働省、文部科学省等関係省庁〕《施策番号118》	法務省	【法務省】 各省庁の外国人への生活支援等の多言語、やさしい日本語の情報を外国人生活支援ポータルサイトに掲載している。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、厚生労働省のホームページ掲載の多言語やさしい日本語での情報を外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、適宜SNS等を通じて周知・徹底を図っている。	【法務省】 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトやSNS等を通じて周知・徹底を図っていく。
		厚生労働省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構のホームページにおいて、実習実施者及び監理団体に向けて、技能実習の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項を掲載し、技能実習生に向けても、感染予防のための注意事項に係るリーフレット(8か国語)を掲載する等、広く周知を図った。	【法務省、厚生労働省】 今後の状況に応じて、感染拡大を防止するための内容を随時充実させるとともに、引き続き、外国人技能実習機構を通じて周知を徹底する。
		文部科学省	高等教育機関・日本語教育機関に対し、外国人留学生の入学にかかる、新型コロナウイルス感染症の最新状況、感染防止・予防に資する情報や資料提供等を随時、行っている。	引き続き、高等教育機関・日本語教育機関に対し、情報提供を行う。
119	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を含め、各種情報を外国人に対してきめ細かく伝達するため、法務省は、関係省庁がそれぞれ把握しているNPO・NGO、キーパーソンやインフルエンサー等の情報を集約し、当該情報を関係省庁に共有するなど、情報発信の充実・強化に向けた取組を推進する。 〔法務省、外務省、厚生労働省、総務省等関係省庁〕《施策番号119》	法務省	法務省において、内閣官房、総務省、外務省及び厚生労働省が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を集約し、令和3年9月及び10月に、関係省庁に対して当該情報を共有したほか、法務省においては、当該情報を活用して民間支援団体等に対して情報発信している。	定期的に内閣官房、総務省、外務省及び厚生労働省が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を更新し、関係省庁に対して情報共有するなど、引き続き、情報発信の充実・強化に向けた取組を行う。
		外務省	当該情報の出入国在留管理庁への共有を行った。	引き続き、共有を行う。
		厚生労働省	省内で把握しているNPO等の情報を法務省に提供した。また、法務省から提供のあった当該情報を省内で共有した。	引き続き法務省の情報集約に協力していく。
		総務省	NPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報について、法務省に提供するとともに、同省がとりまとめた当該情報(他の関係省庁分を含む)について、地方公共団体に共有した。	引き続き、関係省庁と協力し、外国人への情報発信の充実・強化に向けた取組を行う。
		内閣官房 (新型コロナウイルス感染症等対策推進室)	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報について、出入国在留管理庁に共有した。	引き続き、コロナ等室において新たなNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を把握した場合には、出入国在留管理庁に共有する。
120	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底について、労使団体に要請するとともに、都道府県労働局・労働基準監督署が事業場と接する機会を活用し、事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」の実施状況を確認の上、職場での実践例なども活用して取組を働きかける。また、外国人労働者が事業場の取組内容を理解し、労使が協力して感染防止対策を徹底することが重要であることから、関係資料を多言語化し、周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号120》	厚生労働省	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底について、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を用いて、労使団体に累次の要請をするとともに、都道府県労働局・労働基準監督署が事業場と接する機会を活用し、取組実施状況の確認、実践例等を活用した取組促進を行った。また、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語に翻訳し、ホームページ掲載した。	引き続き、先の取組を推進していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
121	<p>留学生が多く在籍する日本語教育機関や専門学校等においては、健康観察アプリも活用し、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者)に対する積極的検査を実施し、また、外国人を雇用する職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。</p> <p>〔厚生労働省、文部科学省、内閣官房(新型コロナウイルス感染症対策推進室)、法務省〕《施策番号121》</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣官房(新型コロナウイルス感染症対策推進室)</p> <p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>【厚生労働省、内閣官房(新型コロナウイルス感染症対策推進室)】 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年5月28日変更))において、「職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。」とされたことを踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月1日付け事務連絡)を新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員の関係省庁等に発出し、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、職場(外国人を雇用する職場を含む。)において、健康観察アプリも活用し、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施すること等を促した。</p> <p>日本語教育機関や専門学校等に対し、健康観察アプリを活用した留学生の健康状態の把握・管理について周知するとともに、各機関における抗原簡易キットの配布希望状況について調査を行い、希望する日本語教育機関や専門学校等に対して当該キットの配布を行った。</p> <p>日本語教育機関に対し、健康観察アプリを活用した留学生の健康状態の把握・管理について周知するとともに、各機関における抗原簡易キットの配布希望状況について文部科学省(文化庁)と共同で調査を行い、希望する日本語教育機関に対して当該キットの配布を行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年1月25日変更))において、「職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促す」こととされており、引き続き職場(外国人を雇用する職場を含む。)において、健康観察アプリも活用し、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施すること等を促す。</p> <p>今後の感染状況等を踏まえ、日本語教育機関や専門学校等における感染拡大の防止のため、必要な対応を行う。</p> <p>今後の感染状況等を踏まえ、必要な対応を行う。</p>
122	<p>我が国で暮らす外国人が希望すればワクチン接種を受けられるよう、ウェブサイト、SNSなどを利用して積極的な周知活動を展開するほか、出入国在留管理庁は、ワクチン接種を希望する在留外国人にワクチン接種に関する案内が確実に届くよう、厚生労働省とも連携し、住居地に関する情報を整備する。また、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)において、地方公共団体等と連携・協力して多言語による相談対応を積極的に行い、ワクチン接種券の見方や地方公共団体への連絡等に苦慮している外国人の個別相談に応じることにより、外国人の自発的なワクチン接種を推進する。</p> <p>さらに、厚生労働省の電話相談窓口において多言語による対応を行う等により、引き続き外国人のワクチン接種に関する相談体制を確保する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省等関係省庁〕《施策番号122》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 (周知活動の展開について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人がワクチン接種に係る情報を入手できるように厚生労働省のウェブサイトの英語版を作成した。 ・令和3年8月11日付けで、住民票を有する在留外国人に対して、ワクチン接種に係る情報を確実に伝えるためのリーフレットを作成した。また、同年9月2日付けで、多言語版のリーフレットを作成した。 ・令和3年9月10日に発出した事務連絡(「入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」)に基づき、10月中旬以降、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方に対し、ワクチンの接種に係る案内はがきを送付した。また、同はがきが届かなかった外国人に対しては、在留諸申請のために入管窓口を訪れた際にワクチン接種を案内する文書を配布している。 (住居地に関する情報の整備) ・令和3年7月1日に発出した事務連絡(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について(依頼)」)に基づき、ワクチン接種券が未達となった在留外国人に係る情報提供を地方公共団体から受けた上で、当該外国人に連絡を取り、住居地の届出を適切に行うよう指導した。さらに、当該外国人にワクチン接種券が確実に送付されるよう、地方公共団体に対し、現居住先の情報を提供した。 (FRESCにおける相談対応について) ・FRESCヘルプデスクにおいて、日本語でのコミュニケーションに不安がある場合や接種券の取得方法が分からない場合等の多言語による相談対応を実施している。 ・令和3年10月から12月まで、言葉がうまく通じないなどの理由で接種予約ができていない在留外国人の方に向けて、予約から接種当日まで多言語でワクチン接種を支援する取組(FRESC多言語ワクチン接種サポート)を実施した。 (厚生労働省の電話相談窓口について) 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターについて、令和3年4月より多言語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語)を開始した。 	<p>我が国で暮らすワクチン接種を希望する外国人がワクチン接種できるよう、引き続き必要な周知等を行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
123	<p>特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内でのマッチングイベント、海外説明会等を開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置を着実に実施する。</p> <p>それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人の意向と、中小企業を始めとした外国人雇用の経験に乏しい受入れ機関のニーズの更なるマッチングの促進を図るため、関係省庁が連携して、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法を検討し、実施する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕(施策番号123)</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p>	<p>出入国在留管理庁においては、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイトの運営のほか、国内向けのマッチングイベントや海外説明会等をオンラインで行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、就労の継続が困難となった外国人労働者等が特定技能での就労を希望するなど、一定の要件を満たす場合、特定産業分野において特定技能での就労に必要な技能を習得するための雇用維持支援を行っている。</p> <p>介護分野においては、令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成している。</p> <p>令和3年度より、日本での就労を希望する外国人材と特定技能外国人材の受入れを希望する事業者との交流会を開催している。</p> <p>建設分野においては、特定技能外国人受入事業実施法人「(一社)建設技能人材機構」において、無料職業紹介(求人求職マッチング)を継続的に実施している。また、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、オンラインセミナーを実施した。</p> <p>造船・船用工業分野においては、出入国在留管理庁主催の海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントを特定技能外国人の受入れ企業等に周知することにより、イベントへの参加を促した。</p> <p>自動車整備分野においては、更なるマッチングの促進を図るため、自動車整備事業者に対して、海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント等の周知を自動車整備分野特定技能協議会を通じて行った。</p> <p>航空分野においては、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントや海外ジョブフェアについて、関係事業者に周知した。</p> <p>宿泊分野においては、出入国在留管理庁が主催する海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントについて、宿泊事業者に周知した。</p> <p>農業分野では、令和3年度予算により、農業技能測定試験合格者に対して求人情報を提供するマッチングサイトを作成し、運営している。</p> <p>農業分野・食料品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受入れる事業者向けの相談窓口(8か国語)を設置した。</p> <p>漁業分野では、出入国在留管理庁が主催のマッチングイベントについて、特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。</p> <p>食料品製造業・外食業の2分野共同で、受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報を提供した。また、コロナ禍により解雇・帰国困難となった他分野の外国人多数が食料品製造業分野特定技能試験の受験を要望したため、国内試験の席数を急遽増加した。(食料品製造業:年度の当初計画7,000席→1万4,000席)</p>	<p>雇用維持支援については、新型コロナウイルス感染症の収束及び国際便の就航の回復等を見据えつつ、引き続き適切な運用に努める。</p> <p>また、今後もマッチングイベント等の各事業を適切に運用していくほか、これまでの実績を踏まえ、特定技能での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業との適切なマッチング支援について検討を進めていく。</p> <p>引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p> <p>特定技能外国人材の更なる受入れの促進に向け、継続的に交流会を開催していく。</p> <p>建設分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>令和3年度内にオンライン併用のマッチングイベントを実施予定。</p> <p>造船・船用工業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>自動車整備分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>航空分野では、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>宿泊分野では、更なるマッチングの促進を図るため、宿泊業界4団体を通じて、特定技能外国人材の雇用を検討している宿泊事業者や在留外国人等に対して、マッチングイベント等の周知を行うほか、他分野の事例を踏まえ、制度所管庁と連携し、必要に応じ取組を実施する。</p> <p>農業分野では、引き続きサイトを運営し、外国人材と受入機関のマッチングを推進していく。</p> <p>漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。</p> <p>食料品製造業・外食業におけるマッチングについては、民間の職業紹介事業者の取組を基本としつつ、他分野の事例も踏まえ、必要に応じて支援を検討する。</p>
124	<p>特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内のマッチングイベント、海外説明会等を開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置を着実に実施する。</p> <p>それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人や受入れを希望する機関に対し、特定技能制度について分かりやすくきめ細かな周知・広報を行うための取組の実施を検討する。</p> <p>〔法務省〕(施策番号124)</p>	<p>法務省</p>	<p>出入国在留管理庁においては、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイトの運営のほか、国内向けのマッチングイベントや海外説明会等をオンラインで行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、就労の継続が困難となった外国人労働者等が特定技能での就労を希望するなど、一定の要件を満たす場合、特定産業分野において特定技能での就労に必要な技能を習得するための在留活動を許可するといった雇用維持支援を行っている。</p> <p>【再掲】施策番号123で記載</p>	<p>雇用維持支援については、新型コロナウイルス感染症の収束及び国際便の就航の回復等を見据えつつ、引き続き適切な運用に努める。</p> <p>【再掲】施策番号123で記載</p> <p>また、今後もマッチングイベント等の各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
125	新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信や関連省庁と連携したイベントを実施するとともに、平時とは異なる企業の課題に積極的に対応し、きめ細かな支援を提供すべく、引き続き、専門家による支援を行う。 〔経済産業省(法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁)〕《施策番号125》	経済産業省	関係省庁と連携の下ポータルサイトにおいて、新型コロナウイルス関連情報の発信を行うとともに関連セミナー等を開催し、企業及び外国人向けの情報提供等による支援を継続している。	引き続き、関係省庁と連携の下ポータルサイトにおいて、新型コロナウイルス関連情報の発信を行うとともに関連セミナー等を開催し、企業及び外国人向けの情報提供等による支援を継続していく。
		法務省	新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信への協力を行っている。	引き続き、関係省庁との連携の下、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信を図っていく。
		外務省	新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に設置した特設サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信への協力を行っている。	引き続き、関係省庁との連携の下、新型コロナウイルス感染症対策関連施策に関する情報発信を図っていく。
		文部科学省	新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、「高度外国人材活躍推進ポータル」と協力しながら、JASSOが運営する「日本留学情報サイト」のHPにて、外国人留学生の国内での就職状況等に関する情報提供や、留学生向け就職イベント実施への協力を行った。	引き続きコロナの状況を踏まえつつ、留学生の就職のための情報発信を行う。
		厚生労働省	JETRO主催のウェブセミナーを後援し、セミナー内で講演を行うなど必要な協力を行った。	引き続き、必要な協力を実施していく。
126	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援を引き続き行う。また、困窮する留学生等を支援しているNPO法人等の関係機関とハローワークが連携して丁寧な就職支援を行う取組みを促進するとともに、アルバイト先の紹介等も含めたハローワークが行う就職支援の内容について、コミュニティに向けた広報活動や外国人支援団体等を通じた情報発信を行うなど、対応の充実を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号126》	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。 【再掲】施策番号104で記載 また、NPO法人等の関係機関と連携した丁寧な就職支援を行うとともに、ハローワークが行う就職支援の内容について、コミュニティに向けた広報活動等を行った。	引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していくほか、NPO法人等との連携に努めるとともに、コミュニティに向けた広報活動等に取り組む。
127	新型コロナウイルス感染症の影響を受け離職した外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、在留資格の特例措置等の実施状況も踏まえつつ、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14言語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号127》	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。また、通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器の活用等により、外国人求職者に対する多言語による職相談を実施している。【再掲】施策番号103、104で記載	引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備に努めながら、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。
128	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(以下「外国人学校」という。)における新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページやメールマガジン等を用いて、やさしい日本語・多言語での情報提供を引き続き実施するほか、外国人学校に通う子どもたちの健康管理の実態や、その保健衛生の確保に係る政府や自治体の適切な関わり方等を考慮しながら、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、令和3年度中に必要な措置を講じていく。 〔文部科学省〕《施策番号128》	文部科学省	外国人学校向けのホームページやメールマガジンにおいて、引き続き、外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する多言語での情報発信を行った。また、「専ら外国人の子供の教育を目的とする施設(いわゆる外国人学校)の保健衛生環境に係る有識者会議」を令和3年6月以降開催し、12月に最終とりまとめを行った。加えて、令和4年度予算における「外国人学校の保健衛生環境整備事業」に係る予算要求を行った。	引き続き、外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する多言語での情報発信を行うとともに、有識者会議の最終とりまとめの内容を踏まえた取組を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
129	<p>特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供(14分野) ・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催(14分野) ・ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施(14分野) ・ 地方における技能評価試験の実施(14分野) ・ 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対する必要な経費の助成(介護分野) ・ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ(ビルクリーニング分野) ・ 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人において、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないよう、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施(建設分野) ・ 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援(自動車整備分野) ・ 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備(宿泊分野) <p>〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕 《施策番号129》</p>	厚生労働省	<p>介護分野においては、令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成している。</p> <p>【再掲】施策番号123で記載</p> <p>令和2年度に実施した「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」において作成した啓発資料等を厚生労働省ホームページにおいて周知するほか、令和3年度の同事業において、特定技能外国人の採用を検討している事業者等を対象としたセミナーを開催した。また、出入国在留管理庁等より提供される特定技能制度関連のイベント情報等は協議会構成員に随時周知しているところである。なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人は徐々に増加しているところであり、技能評価試験合格証明書の発行手数料の扱いなどの制度設計について検討しているものの、特定の地域に集中している状況にはなっていないため、引き上げには至っていない。</p>	<p>引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p> <p>引き続き、協議会等において、特定技能外国人の受入れに係る優良事例等の周知を行うとともに、地域別の人手不足の状況の把握・分析等による大都市圏等への集中回避に係る対応策等の検討を行う。また、ビルクリーニング分野において特定技能外国人が増加し、過度集中地域が生じた場合は、協議会等において、当該地域における合格証明書の発行に要する費用の引上げを検討する。</p>
		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会において、受入れ企業の優れた取組の紹介や特定技能外国人材制度を制度趣旨に沿って活用する旨の呼びかけを実施している。 ・ 受入れ企業や登録支援機関等を対象としたセミナーを、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえてオンラインで開催している。 ・ 製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)について、令和3年度はこれまで11か所で試験を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、製造業特定技能外国人材・受入れ協議・連絡会において、必要な情報の発信を行う。 ・ セミナーについては、今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、継続的に開催していく。 ・ 引き抜き防止に向けた指導に関しては、製造3分野の状況を注視し、必要に応じて追加での対応を行う。 ・ 製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、令和3年度内に更に2か所での試験実施を予定しており、これまでの実績を踏まえ、効率的に実施できるよう検討を進める。
		国土交通省	<p>(建設分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能外国人受入事業実施法人である「(一社)建設技能人材機構」において、 ・ 令和2年8月より本格開始した無料職業紹介(求人求職マッチング)を継続実施している。 ・ 47都道府県を対象に説明会を実施し、制度及び事業の周知を促進している。 ○ 「(一社)建設技能人材機構」との定期的な協議を通じた行動規範の実施を徹底している。 ○ 地方都市での試験実施拡大を検討し、複数都市で特定技能評価試験を実施した(福岡県、静岡県、千葉県、東京都)。 <p>(造船・船用工業分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ企業に対して、特定技能外国人受入れに関する優良事例集を配布し情報提供を行った。 ・ 特定技能外国人の受入れ企業等の遵守事項として造船・船用工業分野特定技能協議会規約にて大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するための規定を定めている。 ・ 令和3年に実施した2回の技能評価試験は、すべて地方で実施した。(三重県・広島県) <p>(自動車整備分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市圏での受入れの自粛要請に従うことを自動車整備分野特定技能協議会の遵守事項として定めた。 ・ 全国において技能評価試験を実施している。 ・ 自動車整備事業者に対し、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知している。 <p>(航空分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めている。 ・ 航空分野航空機整備区分における特定技能外国人を長期にわたり活用するための人材育成モデル等を航空機整備事業者に提供するための調査を実施した。 <p>(宿泊分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するにあたり、協議会による大都市圏での受入れ自粛要請決議に対する尊重を求めている。 ・ 地方を含む複数都市で技能評価試験を実施している(北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県)。 ・ 日本ホテル協会、全日本ホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の業界4団体にて、それぞれウェブサイトにおいて求人情報を掲載している。 ・ ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度及び受入施設の環境等の周知を図っている。 	<p>(建設分野)</p> <p>引き続き、特定技能外国人受入事業実施法人である「(一社)建設技能人材機構」と連携し、求人求職マッチング推進、試験実施拡大等の対応を進める。</p> <p>平成29年度に創設した「優秀外国人建設就労者表彰」を令和3年度も実施予定。外国人建設就労者及び特定技能外国人のうち、建設技能・コミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著な者等を表彰することにより、他の外国人材の我が国における建設活動に対するモチベーションの向上が期待される。</p> <p>(造船・船用工業分野)</p> <p>引き続き、地方において技能評価試験を実施するなど、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止等するための対策を講ずる。</p> <p>(自動車整備分野)</p> <p>引き続き、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知する。</p> <p>(航空分野)</p> <p>引き続き、航空分野特定技能協議会等を通じ、遵守事項の周知徹底に努めることとする。</p> <p>航空機整備区分では、当該調査により報告された特定技能外国人の養成及び活用に係るモデルプランの提案等について事業者へ周知を図る等、引き続き対応を進める。</p> <p>(宿泊分野)</p> <p>ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度及び受入れ企業における報酬、福利厚生等の就労条件の周知を図る等、引き続き、対応を進める。</p>
農林水産省	<p>農業分野・食料品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受入れる事業者向けの相談窓口(8か国語)を設置した。</p> <p>農業分野では、国内については昨年度と同様に全国47都道府県約140都市において試験を実施している。</p> <p>漁業分野では、外国人材受入総合支援事業において、外国人が働きやすい環境の整備に取り組む漁協への支援を実施した。</p> <p>漁業分野では、優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有の実施を予定している。</p> <p>漁業分野では、特定技能協議会において、引き抜き防止に関する申し合わせを実施済み。</p> <p>漁業分野では、国内の技能測定試験は、全国47都道府県約140都市を対象に実施している。</p> <p>食料品製造業・外食業の2分野共同で、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報を提供。【再掲】施策番号123で記載 ・ 外国人を受け入れる事業者向けにオンラインセミナーを実施(各分野とも10月及び11月に実施) ・ 国内では全国11都道府県の延べ22都市において試験を実施。 	<p>農業分野では、令和3年度予算により事業実施主体が優良事例を収集し、当該年度内に受入機関や関係団体等に対する周知を予定している。</p> <p>農業分野では、令和3年度予算により、農業現場の課題等に対応した農業版外国人材受入れマニュアルを作成し、当該年度内に受入機関や関係団体等に対する周知を予定している。</p> <p>農業分野では、令和3年度予算により事業実施主体が当該年度内に受入機関等向けにオンラインセミナーの実施を予定している。</p> <p>農業分野における優良事例や外国人材受入れマニュアル、相談窓口、オンラインセミナーの開催について、受入機関や関係団体等に周知を行っていく。国内試験においても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、引き続き実施していく。</p> <p>漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、必要に応じ取組を検討する。</p> <p>食料品製造業・外食業の2分野共同で、優良事例やオンラインセミナーの開催について、受入機関や関係団体等に周知を行っていく。国内試験においても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、引き続き実施していく。</p> <p>優良事例についてはHPでの紹介のほか、動画配信も実施予定。</p>		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
130	外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、優良事例や効果を検証する。 〔厚生労働省〕《施策番号130》	厚生労働省	地方公共団体の公募を行い、北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県の5つの道県を「モデル地域」として選定した。新型コロナウイルス感染症による人の往来等への影響を考慮して、令和2年10月下旬より事業を開始している。外国人材の受入れ・定着に向けて、モデル地域と労働局において連携体制の確認等、所要の準備を実施している。令和2年度のマッチング実績は90名、令和3年度12月末現在のマッチング実績は228名である。	引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響も注視しつつ、モデル地域と労働局が連携して事業を実施していく。
131	特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号131》	法務省	コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイトの運営のほか、オンラインでマッチングイベントを行っている。 特定技能在留外国人数については、3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供している。	引き続き、特定技能在留外国人数について、3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。 また、これまでの実績を踏まえ、特定技能での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業との適切なマッチング支援について検討を進めていく。
		厚生労働省	厚生労働省においては、出入国在留管理庁から分野所管省庁に特定技能外国人等に係る情報が提供される際に、分野所管省庁に特定技能外国人受入分野の四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供している。	引き続き、分野所管省庁に特定技能外国人受入分野の四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供する。
132	地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。 〔法務省〕《施策番号132》	法務省	出入国在留管理庁ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、各種の取組を地方公共団体に共有し、制度の周知等に努めている。 外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援している。	今後も地方公共団体と協力し、地方における特定技能外国人の就労が促進されるよう、制度周知を行っていく。 引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。
133	以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。 ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施 ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進 〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号133》	厚生労働省	介護職員の処遇改善については、令和元年10月から満年度で公費1,000億円を投じ、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を行っている。	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について取得促進を行うため、事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣を行う。
		国土交通省	居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施している。 セーフティネット住宅登録制度に基づき登録された住宅（セーフティネット登録住宅）に対する家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化の支援を実施している。	引き続き、居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施する。 またセーフティネット登録住宅に対する家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化の支援も引き続き実施する。
		経済産業省	公正取引委員会とともに、下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。
		公正取引委員会	下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
134	<p>特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内及びMOC作成国における技能試験及び日本語試験の実施を推進する。技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外は、試験実施国・試験実施回数を拡大、国内は、地方都市での実施・試験実施回数を拡大していくとともに、日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受け入れニーズ等を踏まえて実施を推進する。国外試験・国内試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する。なお、特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための取組みを推進する。 「日本語教育の参照枠」(令和3年3月文化審議会国語分科会日本語教育小委員会)によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、出入国在留管理庁において、制度所管省庁等と連携の上、試験水準や不正防止策などにより、当該試験の適正性を確認するなど適切な検討を行う。 <p>[法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省]《施策番号134》</p>	<p>法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 文部科学省</p>	<p>【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】 国内試験については、受験促進のための取組を推進し、令和2年度上半期と令和3年度上半期を比較して約2倍の受験者数となっている。 また、海外試験については、試験実施国政府からの要請も踏まえ、令和2年度から分野所管省庁の協力の下、試験実施計画を策定の上、令和2年度末までに試験を実施済みの8か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、タイ、ベトナム)に加えて、新たにスリランカやインド等における令和4年初頭の試験実施に向けて調整した。 新たな日本語試験の活用について、出入国在留管理庁において、試験の適正性等の審査方法について検討を行っている。</p>	<p>【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつではあるが、試験実施国・分野等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用される制度となるよう、分野所管省庁と連携し、対応していく。 また、令和4年度は、特定技能制度の利用促進を図るため、分野により試験実施主体(技能試験)に対して、国内外における試験実施費用の一部を助成することによって、受験料の値下げを行う予定。 新たな日本語試験の活用について、出入国在留管理庁において、引き続き試験の適正性等の審査方法について検討を行う。</p>
		<p>外務省</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)については、平成31年4月の開始から令和3年11月末までに、試験実施環境の整ったモンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ及び日本国内で着実に実施し、計4万9人の受験者があり、1万6,378人が合格した。また、これまで未実施であったインド、スリランカにおいても、技能試験の実施状況と人材受け入れニーズ等を踏まえ、令和4年に試験を開始する予定で準備を行っている。</p> <p>日本語能力試験(JLPT)については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に照らしつつ、可能な限り実施することとし、7月試験と12月試験を実施。7月試験は海外25の国・地域、93都市、国内47都道府県で実施し、合計33万5,915人の受験者があった。また、12月試験は海外68の国・地域、175都市、国内47都道府県で実施し、合計34万8,993人の受験者があった(JLPTの国内実施については、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が所管)。なお、JLPTの不正対策については、従前より、海外実施については国際交流基金が定める実施要領に基づき、現地試験実施機関が対応を行っており、国内実施についてはJEESが対応を行っている。</p>	<p>JFT-Basicについては、今後も、既実施国に加え、試験実施環境が整った国において順次実施する。JLPTについても、引き続き対応を行う。</p>
		<p>厚生労働省</p>	<p>特定技能1号の介護技能評価試験及び介護日本語評価試験をフィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・インド・スリランカ・日本国内にて実施(この他、ミャンマーは情勢が不安定なため安全面を考慮して試験中止中。ベトナム・ウズベキスタンは新規実施に向けて関係省庁等と調整中)。</p> <p>ビルクリーニング分野においては、令和3年度は4～5月及び11月に、計8都道府県において技能試験を実施した。また、11月には、初めてインドネシアにおいて技能試験を実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況等も考慮しながら、引き続き海外及び国内で技能試験を実施していく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、引き続き国内で技能試験を実施する予定である。また、国外試験については、試験実施対象国における新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、実施可能な状況になれば速やかに実施する。</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>・製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で、令和3年度よりも試験実施都市、実施回数を増やしている。令和3年度はこれまで11か所で試験を実施しており、当該年度内に更に2か所での試験を実施している。 ・海外試験については、令和元年度に試験を実施したインドネシアに加え、令和3年度はこれまでタイ、フィリピンでの試験を実施しており、当該年度内にネパールでの試験を予定している。</p>	<p>・製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、これまでの実績を踏まえ、効率的に実施できるよう検討を進める。 ・海外試験については、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大やこれまでの実績等を考慮しつつ、実施国の検討を進める。</p>
		<p>国土交通省</p>	<p>(建設分野) 地方都市での試験実施拡大を検討し、複数都市で特定技能評価試験を実施(福岡県、静岡県、千葉県、東京都)。 【再掲】施策番号129で記載 海外試験について、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。 (造船・船用工業分野) 令和3年度は、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。 現在は特定技能2号試験を作成しており、令和4年度中に実施する予定である。 (自動車整備分野) 国内試験については、全国において試験を実施している。国外試験については、フィリピンで継続実施している。 (航空分野) 令和3年度は、国内試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で試験実施を進め、国外試験については、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国の検討を進めた。 (宿泊分野) 国内試験は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、令和2年7月より2～3か月ごとに試験を実施。海外試験は、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国の検討を進めた。また、特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の受験を促進するため、制度及び受け入れ企業における報酬、福利厚生等の就労条件の周知セミナー、マッチングイベントを実施している。</p>	<p>(建設分野) 建設分野では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえ、海外及び国内で技能試験を実施していく。 (造船・船用工業分野) 造船・船用工業分野では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえ、2号試験も含め海外及び国内で技能試験を実施していく。 (自動車整備分野) 自動車整備分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国にて実施していく。 (航空分野) 航空分野では、新型コロナウイルスの感染状況及び人材受け入れニーズを考慮しながら、引き続き海外及び国内での評価試験を実施していく。 (宿泊分野) 引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、国内試験の実施に取り組む。また、海外試験については、ニーズ等及び、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ検討を進めていく。</p>
		<p>農林水産省</p>	<p>農業分野では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ実施をしており、国外ではフィリピン、インドネシア、カンボジア、タイ、ネパール、モンゴルで実施している。また、国内では昨年度と同様に全国47都道府県約140都市において試験を実施している。【再掲】施策番号129で記載</p> <p>漁業分野では、漁業者等の要望を踏まえ、インドネシアにおける試験実施回数を昨年度の4回から6回に拡大し、実施している。国内については、地方都市を含む試験実施期間を昨年度より拡大し、実施している。</p> <p>飲食料品製造業・外食業の2分野ともに、国内試験は、コロナ対策を十分に施し、全国11都道府県の延べ22都市において試験を実施【再掲】施策番号129で記載。国外試験は、飲食料品製造業分野において引き続きフィリピン、インドネシアで実施、外食業においては、引き続きカンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン、ネパールでの実施に加え新たにスリランカで実施。令和2年度に実施したミャンマーについては国内政情不安により令和3年度は実施を見合わせ。</p>	<p>農業分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、受け入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国47都道府県約140都市にて実施していく。</p> <p>漁業分野では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、国内外における特定技能試験を実施していく。</p> <p>飲食料品製造業・外食業の2分野とも、引き続きコロナの感染予防対策を施しながら、国内試験は令和4年度も令和3年度同様に実施予定。また国外試験については、令和3年度コロナの影響により試験会場の一部でロックダウンが行われたことから計画通り実施することが難しい都市もあったが、来年度も感染予防対策を施しつつ国外試験の実施国拡大についても検討していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
135	法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。 〔法務省〕《施策番号135》	法務省	・ホームページやTwitter、Facebookに特定技能に係る最新情報の掲載を行っている。 ・特定技能総合支援サイトにおいて、特定技能試験及び日本語試験に関する情報の多言語での公開を行っている。	・引き続き、ホームページ等へ掲載を行っていく。 ・引き続き、多言語での試験情報の公開を行うとともに、対応言語の拡充に努めている。
136	適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、MOC作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号136》	法務省 外務省	【法務省、外務省】 コロナ禍にあっても特定技能MOCを作成した国との間でオンライン協議を開催し、特定技能制度の運用状況等について協議を行う体制を構築した。	今後も、必要に応じてテレビ会議等も活用しつつ特定技能MOCを作成した国との情報連携及び協議を着実に進める。
137	日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。 〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号137》	厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	令和2年度に引き続き、令和3年度も「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」を実施しており、本事業において、ビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行うために必要な基礎資料を作成しているところである。 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知に向け、受入れ企業等での取組状況について情報収集を行っている。 建設分野においては、報酬等について記載した受入計画の認定制度を導入しているとともに、「優秀外国人建設就労者表彰」によりベストプラクティスを普及させるべく、建設技能人材機構を通じ業界へ周知等を行っている。 造船・船用工業分野においては、特定技能外国人等の受け入れを行っている企業が実施している取組及びキャリアパスの事例を造船・船用工業分野特定技能協議会において周知することにより、外国人材のキャリアパスの明確化を図っている。 自動車整備分野においては、外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対し、自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行っている。 航空分野においては、社内資格の取得等によるキャリアパスの明確化などについて、航空事業者へのヒアリングを行うなど、情報や事例を整理して、協議会にて検討を行うこととしている。 宿泊分野においては、宿泊事業者に対するヒアリング等を実施した上で、優良事例について横展開を図った。 農業分野では、令和3年度予算により事業実施主体が優良事例を収集し、本年度内に受入機関や関係団体等に対する周知を予定している。 漁業分野では、優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有の実施を予定している。 飲食料品製造業・外食業の2分野ともに、日本人と同等報酬等の情報を含む外国人材の受入れの優良事例を調査した。	本委託調査事業でまとめた基礎資料に基づき、協議会等においてビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を進めることとしている。 情報収集の結果を集約・検討し、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知を行う。 引き続き、情報収集に努め、（一社）建設技能人材機構を通じ、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 引き続き、造船・船用工業分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 引き続き、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集に努め、自動車整備事業者に対し、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 引き続き、航空分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 宿泊事業者及び特定技能外国人材に対するヒアリング等による情報収集、ポータルサイト等を通じた周知に努め、キャリアパスの明確化を図る。 農業分野における優良事例について、分野別の協議会等にて周知を行っていく。 漁業分野では、引き続き、外国人材の技能等を高めることにより報酬を増やす取組を行っている受入機関等について、情報収集し、業界団体へ共有していく。 飲食料品製造業・外食業の2分野については、食品産業特定技能協議会の運営委員会、部会にて周知を行っていく。
138	建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」（「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定））との方針に基づき、適切に対応する。 〔国土交通省〕《施策番号138》	国土交通省	令和元年度に特定技能外国人への建設キャリアアップシステム登録義務付けを実施（国土交通省告示第269号）。令和2年度に元請出力帳票（作業員名簿）へ在留資格の表示欄を設けたことで、システムによる適正就労監理インフラを整備している。	対応済み。
139	介護分野においては、経済連携協定（EPA）、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号139》	厚生労働省	平成30年度に「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」を作成し、厚生労働省のホームページで公表し、当該ガイドブックの周知に努めている。	引き続き、「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」の周知に努める。
140	受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続きに努める。 〔法務省〕《施策番号140》	法務省	地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。	引き続き、提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、受入れ機関等にとって分かりやすい申請手続きに努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
141	<p>特定技能制度に係る受入れ分野の追加については、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度所管省庁において適切な検討を行う。</p> <p>特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・船用工業の2分野において、特定技能2号試験の実施に向けた検討を推進する。その他の分野においては、特定技能制度施行後2年を経過し、在留者数も約2万3,000人(令和3年3月末現在、速報値)に上っていることから、今後、分野所管省庁において、特定技能2号の対象分野の追加に向けて、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ、検討を進める。また、建設分野及び製造分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)の業務区分の整理について、検討を進める。</p> <p>さらに、法務省は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)附則第18条第2項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、技能実習の在留資格に係る制度との関係等も含め、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。本見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症による特定技能外国人の受入れへの影響を踏まえつつ、有識者等の意見も聴取し、他の制度所管省庁及び分野所管省庁とともに、検討を進める。</p> <p>〔法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省〕《施策番号141》</p>	<p>法務省</p> <p>警察庁</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p>	<p>【法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省】</p> <p>分野追加に当たっては、分野所管省庁において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度関係機関において検討を行うこととなるが、現時点で、特定産業分野の追加に係る申入れが分野所管省庁から法務省に対しなされている状況にはない。</p> <p>建設及び造船・船用工業分野においては、特定技能2号試験の円滑な実施に向けて、試験問題の作成等、試験実施機関等との必要な調整を進めている。</p> <p>特定技能2号への対象分野追加については、現在分野所管省庁において、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ慎重に検討を進めている。</p> <p>また、業務区分の整理については、現在分野所管省庁において検討を進めている。</p> <p>入管法附則第18条第2項に基づく特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が特定技能外国人の受入れに及ぼす影響も考慮しつつ、制度の施行状況を把握・分析するため、現在、出入国在留管理庁において、特定技能外国人の分野別の就労状況、受入れ機関の受入れの実態、登録支援機関による外国人への支援実施状況について情報収集・分析を行うとともに、様々な立場の関係者から御意見・御指摘を伺っている。</p>	<p>・特定産業分野の追加について、分野所管省庁から法務省に申入れがなされた場合には、関係省庁と連携し、適切に対応する。</p> <p>・建設及び造船・船用工業分野においては、特定技能2号試験の実施に向けて、引き続き、試験実施団体や制度所管省庁等と必要な調整や検討を進め、可能な限り早期の試験実施を目指す。</p> <p>・特定技能2号の対象分野を追加する場合には、政府基本方針に基づき、法務省が、分野所管省庁及び制度所管省庁とともに追加する分野の運用方針を変更することとなること、現在、分野所管省庁において慎重に検討を行っており、法務省としても、今後、関係省庁とともに慎重に検討を行う。</p> <p>・業務区分の整理については、現在、分野所管省庁において検討を行っており、法務省としても、今後、関係省庁とともに検討を行う。</p> <p>・入管法附則第18条第2項に基づく特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が特定技能外国人の受入れに及ぼす影響も考慮しつつ、制度の施行状況を把握・分析するため、現在、出入国在留管理庁において、特定技能外国人の分野別の就労状況、受入れ機関の受入れの実態、登録支援機関による外国人への支援実施状況について情報収集・分析を行うとともに、様々な立場の関係者から御意見・御指摘を伺っている。今後、これらの結果も踏まえ、技能実習制度との関係を含めた特定技能制度の在り方について、総合的に検討を行う。</p>
142	<p>特定技能外国人等受入(予定)施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者や円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費についての助成を可能とする。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号142》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>令和2年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、都道府県が外国人介護人材とのコミュニケーション支援や介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援等を実施する外国人介護人材受入れ施設等に対し、必要な経費を助成するための事業を創設し、引き続き必要な支援を行っている。</p>	<p>引き続き、外国人介護人材の受入れ環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p>
143	<p>介護等に携わる人材が、日本国内での生活・就労・技能実習に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施を検討する。</p> <p>〔内閣官房(健康・医療戦略室)〕《施策番号143》</p>	<p>内閣官房(健康・医療戦略室)</p>	<p>介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテスト(介護のための日本語テスト)の運用・審査に関する検討会を開催。左記のテストに求められる基準を作成し、令和元年度より試験実施主体の募集、審査を行っている。令和3年3月に審査・認定した事業者1社が、試験を実施開始している。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施する。</p>
144	<p>ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成やボランティア事業等を通じ、送し機関を補完するための支援、日本の資格認定制度を念頭にいた人材育成支援並びに特定技能及び技能実習制度の紹介を実施する。</p> <p>〔外務省〕《施策番号144》</p>	<p>外務省</p>	<p>「東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査」におけるパイロット事業を通じて、インドネシア政府の送し機関であるインドネシア農業省農業訓練センター(Indonesian Center for Agricultural Training: ICAT)に対する派遣前研修講師の能力強化研修を令和3年6月までに3回実施した。また、令和3年度に開始した技術協力プロジェクト「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクトフェーズ2」を通じて、ICATが実施する技能実習生の派遣前研修において、特に帰国後のビジネスプラン作成に関する研修内容の改善を支援する予定。ICATによる派遣前研修はCOVID19の影響で令和2年より開催されていなかったが、令和4年3月に実施される予定で、それに向けて準備中。また、ベトナムの農業分野に関し、ベトナム国立農業大学に令和3年10月から2年間、農業人材開発アドバイザーを派遣中。</p> <p>日本人材開発センターでは、国内自治体と連携した日本での就労希望者を対象としたウェビナーやジョブフェアを実施(キルギス、モンゴル)。また、日本就労に関するオンライン研修をベトナム、カンボジアにて実施済、キルギス、ウズベキスタンにて実施予定。加えて、日本での就労に関する制度や仕事・生活の紹介やキャリア形成を促進する複数のE-ラーニングコンテンツを開発中、令和4年3月完成予定。上記に加え、日本での就労希望者を対象とした制度の紹介や経験者のインタビューを含む啓発を目的としたYouTube動画を作成・公開済(令和3年9月)。</p>	<p>令和4年度も引き続き、日本での就労希望者を対象としたウェビナーやジョブフェアを実施予定。また、作成した教材を用いた現地での研修などを企画予定。日本での就労に関する啓発動画については、9か国語への翻訳を了し活用を促進していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
145	特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。 〔法務省、外務省、厚生労働省〕《施策番号145》	法務省	制度説明動画をやさしい日本語を含む13言語で特定技能総合支援サイトにおいて公開している。また、特定技能制度に関する外国人向け・事業者向けのガイドブックを作成し、出入国在留管理庁ホームページや特定技能総合支援サイトに掲載している。	引き続き、特定技能制度の適切な広報に努める。
		外務省	外務省ホームページにおける特定技能制度に係る特設ページの追加的な多言語化を実施した。また、受入れニーズの高い国の現地言語の字幕を付した多言語による広報動画を制作、ホームページ等で公開するとともにSNS広告掲載を通じた周知に向け、準備を進めている。	令和3年度中に、外国人材の特定技能に対する関心を喚起するための多言語による広報動画を追加的に制作し、外務省ホームページや動画共有サイトに掲載。制作した動画を、特設ページと併せSNSや在外公館等を通じて周知する予定。
		厚生労働省	外国人雇用管理指針の多言語への翻訳を行っている。	引き続き、外国人雇用管理指針の翻訳を進めるとともに、翻訳した指針について、順次、厚生労働省や在外公館のホームページ等で公表する。
146	就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外(地方都市を含む。)において、外国人本人や送出国機関等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。あわせて、国内においても、地方都市を巡回し、外国人本人、受入れ企業等対象別に説明会を分野所管省庁とともに開催する。 〔法務省、外務省〕《施策番号146》	法務省	【法務省、外務省】 出入国在留管理庁において、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、外国人向け・事業者向けの制度説明会をオンラインで行っている。	新型コロナウイルス感染症の推移を見つつ、引き続き、外国人向け・事業者向けの制度説明会に向けて必要な調整を行っていく。
		外務省		
147	技能実習の在留資格について、不適切な送出国機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない中国等の送出国について、引き続き協議を進め早期の作成に努める。 〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号147》	法務省	【法務省、厚生労働省】 中国との間の二国間取決めについては、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を踏まえつつ、中国との間の二国間取決めについて、可能な限り早期に作成する。
		厚生労働省		
		外務省	二国間取決めに未署名の主要送出国との間で、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を踏まえつつ、引き続き可能な限り早期の作成に向けた調整を行う。
148	「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出国が想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号148》	外務省	【外務省、法務省、厚生労働省、警察庁】 特定技能MOCに基づき、保証金の徴収や違約金の設定などを行う悪質な仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要又は有益な情報を共有している。また、特定技能制度の運用状況等についてテレビ会議で協議を行う体制を構築するなど、特定技能MOCを作成した国との間で協議を進めている。さらに、特定技能MOCの作成に至っていないが、送出国が想定される国との間でも、署名に向けた交渉に取り組んでいる。	今後も、諸問題を把握した際には、遅滞なく送出国に対して通報するとともに、テレビ会議等も活用しつつ特定技能MOCを作成した国との情報連携及び協議を着実に進める。特定技能MOCの作成に至っていない国については、署名に向けて、交渉を引き続き進める。
		法務省		
		厚生労働省		
		警察庁		
149	技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、政府間文書を作成した国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書の作成に至っていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号149》	外務省	悪質な仲介業者等の情報を入手した場合には、相手国政府に対して情報提供を行い、対応の申し入れを行うこととしている。	引き続き、必要に応じて相手国への申し入れや情報交換を行う。
		法務省	悪質な仲介事業者(ブローカー)を排除し、適切な外国人の受入れがなされるよう、当該事業者の情報を把握するため、令和3年3月10日に在留資格「特定活動」等に係る在留資格認定証明書交付申請書において新たに仲介事業者欄を設けると共に、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請書において日本語教育機関のみならず、全ての教育機関への留学予定者に対して仲介事業者を把握する記載に修正するといった入管法施行規則の一部を改正する省令を施行した。改正した申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の情報把握に努めている。	引き続き、改正した申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の情報把握に努めるとともに、関係省庁と連携し、適切に対応していく。
		厚生労働省	関係省庁との連携体制を構築している。	引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
150	留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。加えて、不法滞在や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者を利用している場合は、在留資格認定証明書交付申請における審査に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるとともに、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該事業者への対応がなされるよう申入れを行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号150》	法務省	在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請書(所属機関等作成用2)の「9 仲介業者又は仲介者」欄の記載を基に、仲介業者等の把握に努めている。	引き続き、不法残留者等を多数発生させている悪質な仲介業者等の把握に努めるとともに、外国政府との情報連携の仕組みの構築に向けた取組や、悪質な仲介業者等を利用している場合の在留資格認定証明書交付申請に係る審査の厳格化について検討を行う。
		外務省	法務省から在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を待っている状況であるところ、当該提供がなされた場合には、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施することとしている。	法務省からの情報提供を受け、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施する。
151	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。 〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号151》	法務省	特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしているほか、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、相手国政府との間で悪質な仲介事業者等に関する情報共有を行っている。技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により把握した場合は、外国人技能実習機構に提供している。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者の排除に努めていく。
		厚生労働省	技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により把握した場合は、外国人技能実習機構に提供している。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。
		警察庁	・把握した悪質な関係事業者等に関する情報を法務省等の関係機関に提供している。 ・警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報を共有するための通報要領を定めた「外国人技能実習機構との情報共有について(通達)」(令和3年3月17日付け警察庁丁保発第18号)に基づき、相互に必要な情報の共有を実施している。	今後も把握した関係事業者等に関する情報を関係省に提供するとともに、左記通達に基づき、警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報の共有を図る。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。【再掲】施策番号149で記載	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。
		外務省	在外公館が入手した悪質な仲介事業者に関する情報等を関係省庁及び外国人技能実習機構に提供している。	引き続き、関連情報を得た場合には、関係省庁及び外国人技能実習機構に提供する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
152	<p>法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。</p> <p>法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。</p> <p>〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号152》</p>	<p>外務省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>文部科学省</p>	<p>悪質な仲介事業者や留学斡旋機関等の情報を把握した際には、必要に応じ在外公館に共有し、査証審査に活用することとしている。</p> <p>【法務省】 留学生の受入れに当たり、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合は、当該取決めに基づき、悪質な仲介業者又は仲介者等に関する情報共有を行っている。特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしているほか、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、相手国政府との間で悪質な仲介事業者等に関する情報共有を行っている。</p> <p>【法務省、厚生労働省】 技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、二国間取決めに基づき、不適切な行為の疑いのある送出機関について通報し、厳正な処分を申し入れ、送出国により認定送出機関からの除外などの対応が取られている。また、相手国から監理団体等の不適切な行為について通報を受けた場合には、審査や実地調査に役立てている。さらに、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において監理団体に対する行政処分を行うなど厳正に対処している。</p> <p>出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に關与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを実施している。</p> <p>関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。【再掲】施策番号149で記載</p>	<p>引き続き、必要に応じ在外公館へ共有する。また関係省庁との連携を密にする。</p> <p>引き続き、二国間取決めの枠組みを通じ、不適正な送出機関の情報提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。</p> <p>引き続き、二国間取決めの枠組みを通じ、不適正な送出機関の情報提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。</p> <p>左記施策の効果を踏まえつつ、引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。</p> <p>引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。</p>
153	<p>外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。</p> <p>〔法務省〕《施策番号153》</p>	<p>法務省</p>	<p>関係国等との連携強化を図るため、二国間等での情報共有・意見交換を実施した。また、アジア諸国のほか、人の移動の観点から我が国と関係の深い国・地域の出入国在留管理等関連当局が参加し、出入国管理上の水際対策や外国人材受入れ方策、共生社会実現のための環境整備などについて議論する国際会議（第1回東京イミグレーション・フォーラム）の開催を令和4年3月に予定しており、同会議の開催に向けて着実に準備を進めている。</p>	<p>引き続き、二国間等での情報共有・意見交換を実施するとともに、令和4年3月の国際会議（第1回東京イミグレーション・フォーラム）の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図るための取組を進める。</p>
154	<p>技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。</p> <p>〔法務省〕《施策番号154》</p>	<p>法務省</p>	<p>在留資格「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査においては、悪質な仲介事業者の関与が認められた場合には、外国人技能実習機構とも情報共有しつつ、在留資格認定証明書の交付の適否について判断している。</p> <p>特定技能制度においては、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認している。</p>	<p>各種規定に基づき、外国人技能実習機構とも連携して、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。</p>
155	<p>職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。</p> <p>〔厚生労働省〕《施策番号155》</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は自らの紹介により就職した者に対し、就職した日から2年間転職の勧奨を行ってはならないこと等を定め、周知啓発を行っており、それらに違反が認められた場合には厳正に指導を行うこととしている。</p>	<p>引き続き左記の施策を継続し、違反が認められた場合には厳正に指導を行う等、適切に対応する。</p>
156	<p>在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省に対する技術協力を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携を強化するとともに、開発途上国の送出し機関の監督能力向上を図り、適切な受入れ手続を促進する。また、こうした技術協力等を通じて得た知見やネットワークを活用し、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行う。</p> <p>〔外務省〕《施策番号156》</p>	<p>外務省</p>	<p>日本に在留する外国人を最も多く輩出する国の一つであるベトナムに対し、労働政策官庁への専門家派遣等を準備中。</p> <p>また、令和2年11月に外国人労働者受入れに関わる企業・関係団体等が中心となって「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を設立し、JICAは共同事務局を務めている。JP-MIRAIは、会員向けのセミナーや研究会、事例紹介や会員の取組支援を実施済みの他、支援団体等と連携した事業を実施した。</p>	<p>令和4年度もベトナム等の開発途上国における事業を継続し、開発途上国の送出し機関の監督能力向上を図り、適切な受入れ手続を促進する。</p> <p>「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」は、外国人労働者への正しい情報発信を行うとともに声を聞くためのJP-MIRAIポータルサイトを立ち上げる予定。これらを通じ、多くの関係者と連携し適切な受入れ環境整備の側面支援を行う。</p>
157	<p>日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、国際交流基金において、日本語能力試験（JLPT）の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したCBT（Computer Based Testing）形式による「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。</p> <p>〔外務省〕《施策番号157》</p>	<p>外務省</p>	<p>「特定技能1号」で在留する外国人に求める日本語能力として法務省が示した水準に達しているか否かを判定するCBT方式の国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）を開発し、平成31年4月から実施している。令和3年11月末までに、モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ及び日本国内で実施し、計4万9人の受験者があり、1万6,378人が合格した。【再掲】施策番号134で記載</p>	<p>JFT-Basicについては、今後も、既実施国に加え、試験実施環境が整った国において順次実施する。JLPTについても、引き続き対応を行う。【再掲】施策番号134で記載</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
158	「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「JF日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。 〔外務省〕《施策番号158》	外務省	国際交流基金においては、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statement(「～できる」という課題遂行力を表す形)で記述した、「JF生活日本語Can-do」を開発し、令和元年8月末に公開している。 また、「特定技能」を始めとして就労のために来日する外国人が、来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力を習得できる教材として、「JF生活日本語Can-do」に基づく『いろいろ 生活の日本語』(日英併記)を作成、入門・初級1・2をインターネット公開済み。その後、日本語試験実施対象国等の言語版の作成を進め、令和3年12月末までに11言語を公開した他、利用者に役立つ付属教材・資料も制作・公開した。 さらに、『いろいろ』をもとにしたeラーニングコース「いろいろ 日本語オンラインコース」について、日英版の初級1を令和3年5月に、初級2を10月に公開した。	『いろいろ 生活の日本語』について、引き続き日本語試験実施対象国等の言語版や利用者に資するコンテンツの作成と、各国においてオンラインセミナー等の普及活動を実施する。さらに、「いろいろ 日本語オンラインコース」について、日本語試験実施対象国等の言語版の作成を進める。
159	現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。 〔外務省〕《施策番号159》	外務省	国際交流基金では令和3年度、人材受入れのニーズが高い9か国(試験既実施国、ベトナム、中国)に日本語教育専門家を長期派遣し、現地教師を対象に、新教材『いろいろ』やeラーニングコース「いろいろ 日本語オンラインコース」を活用した教授方法や各地の状況を踏まえた助言・指導等を行った。 また、現地日本語教師の訪日研修について、新型コロナウイルス感染症の影響の中、来日が可能な場合は招へいし対面中心で、不可能な場合はオンラインで、現地教師に対する集中的な研修を実施した。	日本語教育専門家を派遣しての現地教師への助言・指導等の活動と、現地日本語教師の訪日研修は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン研修も活用しながら引き続き実施する。
160	各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援(教材調達、教師の確保等)するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を進める。 〔外務省〕《施策番号160》	外務省	国際交流基金において、各国の日本語教育機関の活動に対する支援プログラムについて、支援対象となり得る機関・団体等に行ったヒアリング調査等を踏まえて制度設計し、令和元年9月から支援事業を開始している。 日本人支援要員(生活日本語コーディネーター)については、令和元年度に5か国に10名を派遣、その後追加採用を行い、令和3年12月現在、6か国12名が活動継続中。	令和4年度も引き続き予算の範囲内で日本語教育機関の支援事業及び、日本人支援要員による現地セミナーを実施する。
161	日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進する。 〔外務省〕《施策番号161》	外務省	国際交流基金は、東南アジア以外の国々においても、これまでの事業成果を踏まえ、各国の日本語教育基盤に資する事業の実施、世界中の日本語学習者が利用可能な学習教材や信頼性の高い総合的な能力評価のための試験の提供等を、令和3年度も継続して実施している。また、日本語パートナーズ派遣事業、海外における日本映画祭、日本のテレビ番組の提供事業等その他の文化交流事業により、対日関心の喚起と日本理解の推進に取り組んでいる。	日本語教育専門家の派遣による各国の日本語教師育成を進めるとともに(【再掲「施策番号41」】、102か国(地域)357の日本語教育機関とのネットワークを通じて各国の日本語教育基盤強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、オンラインも活用しながら、引き続き、日本語パートナーズ派遣事業、公演や展示、映画祭等の多様な文化交流事業の実施を通じ、日本の魅力を発信する。
162	国際協力機構(JICA)が実施する日系社会に対する日本語やビジネスマナー等の講座の開設、カリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、「日系四世の更なる受入制度」の活用を促進し、来日した日系人が日本社会に受け入れられやすくとともに、帰国後の日系人と日本との連携を強化する。 〔外務省、法務省〕《施策番号162》	外務省	日系社会における人材育成、日本との人材還流、日系連携強化を念頭に置き、法務省が定める日系四世ビザ受入要件となり得る日本語能力習得のための講座を現地日本語学校と連携しながら開始する予定であったが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で現地日本語学校が一部休止しているため、講座開始に向けた準備が中断している。講座開始には至っていないが、日本から調査団を派遣してカリキュラムやテストの作成といった準備の支援を行った。	日本語学校の活動が開始された後には、教材や講師派遣等、側面支援を行う予定。
		法務省	より一層の制度の利用促進を図るため、令和3年3月29日に特定活動告示及び指針を改正し、入国時等における日本語能力要件の緩和を実施した。	引き続き、条件緩和による当該制度の利用状況を注視しつつ、制度の活用を努める。
163	在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等、外国人等の利便性向上を図る施策について検討する。 〔法務省〕《施策番号163》	法務省	在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等のシステム整備について検討を進めている。	在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等のシステム整備について引き続き検討を行う。
164	在留申請オンラインシステムの利用者は、外国人を適正に雇用している所属機関の職員等に限定されているところ、窓口混雑の緩和及び申請人の利便性の向上の観点から、外国人本人によるオンライン申請を可能とする。また、オンライン化の対象となっていない永住許可申請や在留カード有効期間更新申請等の在留外国人に係る在留手続について、令和5年度までの運用を目指して検討する。 〔法務省〕《施策番号164》	法務省	在留外国人本人による在留関係手続のオンライン化については、マイナンバーカードの個人認証機能を活用して、令和3年度中の実現に向けてシステム改修等を行っている。	オンライン化の対象となっていない永住許可申請や在留カード有効期間更新申請等の在留外国人に係る在留手続のほか、エンドツーエンドでのデジタル完結を実現するため、在留申請オンラインシステムの利用申出や定期報告についても、オンライン化に向けて引き続き検討を進める。 また、オンライン申請拡充に伴う処理体制に必要な体制整備を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
165	新規に上陸する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。また、市区町村での居住地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施するとともに、住所地区町村に転入届がなされ住民票を作成する機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。既に本邦に在留する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留者に、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、市区町村における引越しの際の転入届やその他の手続きの機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。また、令和元年度に地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の要請を受けて、マイナンバーカードの申請支援の取組の横展開を行う。これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。 〔法務省、外務省、総務省〕《施策番号165》	法務省	マイナンバーカード申請支援のための「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」の実施について、令和3年度については、市区町村の要請を踏まえつつ、実施する市区町村の募集や地方出入国在留管理官署との調整等について検討中である。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況、市区町村からの要請等を考慮しながら、令和3年度内の実施に向けて、総務省とともに、市区町村の決定と窓口を設置する地方出入国在留管理官署との調整等について検討を行う。
		外務省	令和2年3月16日から、在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対し、マイナンバーカードの交付申請をするよう広報するとともに、申請者が持参するマイナンバーカード交付申請書の確認を在外公館の査証申請窓口で実施している。具体的には、交付申請書に氏名、生年月日、性別の記載及び顔写真の貼付があることを確認し、右が行われていない場合は指導する。また、交付申請書の提示のない者に対しては、マイナンバーカードの取得に関する多言語広報リーフレット(英語、中国語、ベトナム語)及び交付申請書を配布し、日本入国後の申請を促している。	引き続き在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対するマイナンバーカードの取得を促進する。
		総務省	在留資格認定証明書交付時にマイナンバーカードの申請案内を行うための英語リーフレット及び交付申請書記載例を作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済みである。在外公館における査証申請時にマイナンバーカードの申請案内を行うための多言語リーフレット(英語・中国語・ベトナム語)を作成し、令和元年11月に外務省に協力依頼済みである。新規上陸時において、マイナンバーカードの取得の周知を行うため、居住地届出義務の案内リーフレットにマイナンバーカードの申請について追記済みである。在留期間更新許可申請時等に来庁する外国人に対し、マイナンバーカード取得及び有効期限について周知する英語リーフレットを作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済みである。 令和元年度に一部の地域において試行的に実施したモデル事業の結果を踏まえ、令和2年度以降は「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」として対象を全国に拡大するため、令和2年10月に、本事業の実施方法をまとめたガイドブックを作成し各市区町村宛てに発送済みであるところ、令和3年度については、事業を実施する市区町村等を検討中である。	引き続き、関係省庁、市区町村と協力してマイナンバーカードの取得を促進する。 新型コロナウイルス感染症の拡大状況、市区町村からの要請等を考慮しながら、令和3年度内の実施に向けて、実施する市区町村の募集や地方出入国在留管理官署との調整等について検討を行う。
166	新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。在留カードとマイナンバーカードとの一体化について、令和3年中に結論を得て、令和7年度中に円滑に交付を開始することができるよう、法改正やシステム開発等、必要な措置について検討を進める。 〔総務省、法務省〕《施策番号166》	総務省	【総務省】 転入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施し、この際、交付申請者の本人確認ができる場合には、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施するよう「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について(依頼)」(令和元年6月28日付け府番第41号、総住第34号)にて、市区町村に対し依頼済みであるところ、市区町村が当該取組を着実に実施するよう取り組んでいる。	【総務省】 引き続き、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境の整備に取り組む。
		法務省	【総務省、法務省】 在留カードとマイナンバーカードの一体化については、中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深めることとした。	【総務省、法務省】 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日)を踏まえ、関係府省庁における検討を更に深め、法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度から一体化したカードの交付開始を目指す。
167	地方出入国在留管理官署における在留諸申請について、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間(2週間から1か月)内の処理を励行する。特に、中小・小規模事業者を始めとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。 〔法務省〕《施策番号167》	法務省	地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については標準処理期間内の処理を励行すること、並びに転職を目的とした1号特定技能外国人に対する在留資格変更許可申請についてはより迅速な処理を行うよう指示している。	引き続き迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
168	特定技能外国人が地域において速やかに就労できるよう、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請における提出書類について、これまでに実施した提出書類の簡素化の実施状況を踏まえつつ、更なる簡素化等の検討を不断に行うとともに、引き続き、出入国在留管理庁ホームページ等において分かりやすい手続の案内・周知を行っていく。 〔法務省〕《施策番号168》	法務省	令和3年2月に提出書類の簡素化を実施したところ、同実施状況等の把握・分析や情報収集等を行い、更なる簡素化を検討することとしている。また、地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。	引き続き、更なる簡素化等の検討を行い、実施するとともに、提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、分かりやすい申請手続を図る。
169	現状、紙媒体で交付している在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とすることにより、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進することを検討する。 〔法務省〕《施策番号169》	法務省	在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備について検討を進めているところ、令和3年度補正予算において、必要なシステム改修費用が措置された。	今後、在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備を進めていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
170	出入国在留管理庁は、在留外国人に行政サービス、支援が確実に行き届くよう、届出上の住居地に居住実態のない在留外国人について、関係省庁及び地方公共団体等の協力を得て把握した上で、適切に届出を行わせることにより在留外国人の住居地に関する情報の整備を図る。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号170》	法務省	失念や法の不知などのために住居地届出を適切に行っていない可能性のある在留外国人を出入国在留管理庁の保有データを利用して定期的に抽出した上で、当該外国人に対して、届出を適切に行うよう指導している。 また、令和3年7月1日に厚生労働省と連名で発出した事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種券の送付に際して宛先人不明で返戻された外国人の住所等の情報提供について（依頼）」）に基づき、ワクチン接種券が未達となった在留外国人に係る情報提供を地方公共団体から受けた上で、当該外国人に連絡を取り、住居地の届出を適切に行うよう指導した。【再掲】施策番号122で記載	在留外国人が現在の住居地を正確に届け出ることができるよう、引き続き調査、指導等を行う。
171	在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握するため、在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項の見直しを行ったことから、今後、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し、外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。 〔法務省〕《施策番号171》	法務省	特定技能以外の就労を目的とした就労系の在留資格全般の申請書に統一の職種・業種欄を追加する出入国管理及び難民認定法施行規則の改正を行った（令和3年2月26日公布、同年3月10日施行）。	今後、変更となった申請書から入手できる職種・業種情報を元に、外国人の就職状況をシームレスに把握できるよう外国人の就労に関する統計の充実・活用を検討していく。
172	就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう、統計調査等を引き続き実施する。 〔厚生労働省、法務省〕《施策番号172》	厚生労働省	【厚生労働省、法務省】 技能実習生の賃金等については、農林漁業分野も把握できるよう令和元年9月に実習実施者から提出される実施状況報告書の見直しを行い、令和3年10月に外国人技能実習機構において公表した。	【厚生労働省、法務省】 今後も引き続き、適切に実態の把握に努める。 【厚生労働省】 今後の調査においても、引き続き実施していく。
		法務省	【厚生労働省】 農林漁業以外の産業については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において、外国人労働者の賃金等を把握できるよう、令和元年調査より「在留資格」の項目を追加する調査計画の変更を行い、その結果を公表している。	
173	出入国在留管理庁において、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行するため、その職員に対する研修の充実や、必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図る。 〔法務省〕《施策番号173》	法務省	令和3年度増員要求においては、出入国在留管理庁全体で282人の増員措置が認められた。 職員に対する研修については、令和3年11月に受入環境調整担当職員を対象とした研修を実施したほか、若手職員向けの研修においても、受入環境調整に関する講義を実施した。	引き続き、研修の充実のほか、必要な人的・物的体制の整備について検討する。
174	在留資格の要件として日本語能力を課している場合、立証資料として日本語能力試験（JLPT）等の証明書の提出を求めているが、その偽変造対策を強化するため、出入国在留管理庁と関係省庁等との情報連携により真偽判定を行い、在留審査を適切に実施する。 〔法務省、外務省〕《施策番号174》	法務省	日本語能力試験（JLPT）の実施団体である公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金との間で、証明書の一括照会による真偽確認を行う枠組みを構築し、在留審査を実施している。	引き続き構築した枠組みを活用して、在留審査を適切に実施していく。
		外務省	JLPT海外受験者の証明書の確認については、個人情報保護に留意しつつ、国際交流基金がシステムを構築し運用を開始した。なお、日本国内受験者分については、公益財団法人日本国際教育支援協会が同様のシステムを構築し、国際交流基金と同時期に運用を開始した。 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）の判定結果通知書の確認については、国際交流基金により真偽確認ができる方策を提供している。	引き続き出入国在留管理庁との連携により、偽変造対策を行う。
175	令和元年に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料及び地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断について、まずは確実かつ厳格な運用に努める。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号175》	法務省	地方出入国在留管理局において、令和元年見直し後の提出資料に基づき、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請について適正な審査を実施している。また、日本語教育機関の適正性を確認するため、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に関する報告を基に、実地調査を実施している。	引き続き、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等を着実に実施する。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。	引き続き、出入国在留管理庁と連携して、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等について着実に実施していく。
176	日本語教育機関の告示基準の改正により、告示基準適合性についての定期的な点検及び点検結果の報告等の義務付けや告示から日本語教育機関を抹消する基準の追加等が行われたことから、地方出入国在留管理官署において、日本語教育機関に対し実地調査等を行い、告示基準適合性に関する点検結果報告の適正性について確認し、必要な指導を行い、なお改善がみられない場合等は、告示から抹消する等の厳格な処分等を行い日本語教育機関の適正化を図る。また、当該調査においては、ICTにより記録された出席率等を基に、その適正性についての的確な判断を行う。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号176》	法務省	地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に関する報告等を基に実地調査を実施し、当該機関における留学生の在籍管理状況等に応じて必要な指導を行っている。また、日本語教育機関からの告示基準の適合性の定期的な点検に必要な報告等については、予算措置を受けてシステムを開発し、オンラインでの報告を可能にするとともに、当該報告等の内容についてICTを活用して把握している。	引き続き、改正後の告示基準に基づき、ICTを活用して把握した報告等の内容を活用しながら、日本語教育機関の適正性についての的確な判断を行う。 また、日本語教育機関における在籍管理の適正化に必要な体制整備を図る。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。	引き続き、出入国在留管理庁と連携して、改正した告示基準に基づき、日本語教育機関の適正性についての的確に判断していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
177	<p>検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。</p> <p>〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号177》</p>	警察庁	検挙された留学生に係る日本語教育機関に関する情報を法務省等関係省庁に提供した。	今後も引き続き、日本語教育機関に関する情報を関係省庁に提供予定である。
		法務省	外務省から提供された情報(査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報)を活用して在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査を行い、その審査結果について外務省に共有することとしている。また、警察庁から提供された情報(検挙された留学生が在籍していた日本語教育機関の情報)を活用して在留諸申請に係る厳格な審査や日本語教育機関に対する調査を行っている。	引き続き、外務省及び警察庁から提供された情報を活用して厳格な審査等を行うとともに、当該審査等の結果に基づいて本取組の見直しや改善を行い、もって悪質な日本語教育機関を排除する。
		外務省	当該日本語教育機関の情報を在外公館における査証審査の参考として活用。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学斡旋機関の査証申請受付を一定期間停止しており、係る情報を法務省等に提供した。また、提供を受けた情報について、査証審査に活用すべく在外公館に情報提供を行った。	今後も関係機関との連携を密にする。
178	<p>留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。</p> <p>〔文部科学省〕《施策番号178》</p>	文部科学省	<p>出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知(令和3年4月9日付け3高学留第1号)に基づき、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を引き続き要請している。</p> <p>外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm</p> <p>あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知しているところ、引き続き、当該対応方針の通り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図っている。</p> <p>外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</p>	引き続き、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針の通り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図る。
179	<p>留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。</p> <p>あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。</p> <p>〔法務省、文部科学省〕《施策番号179》</p>	法務省	在籍管理の適正を欠く大学等について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文部科学省と協議して検討を進めるとともに、留学生の在籍管理状況が適正ではないと疑われる大学等については、文部科学省と連携して所要の調査を実施している。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各大学等の在籍管理状況について適切に判断している。	引き続き、文部科学省と協議して検討を進め、令和4年度内を目途に省令改正等所要の措置を講じる。
		文部科学省	令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知しているところ、引き続き、当該対応方針の通り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図っている。【再掲】施策番号178で記載外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm	留学生の在籍管理に関する新たな対応方針の通り、各大学等における留学生の在籍管理を実施していく。【再掲】施策番号178で記載
180	<p>専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。</p> <p>〔文部科学省、法務省〕《施策番号180》</p>	文部科学省	「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」における議論等も踏まえつつ、出入国在留管理庁と協議を行い、基準の策定を進めている。	引き続き、速やかな基準策定を目指し、検討を進める。
		法務省	文部科学省に設置された有識者会議からの報告等を踏まえつつ、文部科学省と協議して検討を行っている。	引き続き、文部科学省と協議して検討を進め、令和4年度内を目途に省令改正等所要の措置を講じる。
181	<p>文部科学省、地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。</p> <p>〔文部科学省、法務省〕《施策番号181》</p>	文部科学省	地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の対応を実施している。	引き続き、地方出入国在留管理官署及び都道府県と連携して対応予定。
		法務省	在籍管理の適正を欠く専門学校について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文部科学省と協議して検討を進めるとともに、留学生の在籍管理状況が適正ではないと疑われる専門学校については、都道府県及び文部科学省と連携して所要の調査を実施している。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各専門学校の在籍管理状況について適切に判断している。	引き続き、都道府県及び文部科学省と連携し、留学生の在籍管理上の問題を有する専門学校に対して適切な措置を講じる。
182	<p>各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みのほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。</p> <p>〔法務省〕《施策番号182》</p>	法務省	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成する仕組みや、各試験団体が地方出入国在留管理局からの照会に応じる仕組みを構築した。また、これらの仕組みを活用し、試験結果について照会するなどして、厳格な審査を実施している。	引き続き、これらの仕組みを活用して、厳格な審査を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
183	<p>実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号183》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 施策内容を受け、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、法令違反等を把握した場合には、必要な指導等を行って改善を図らせているところであり、法令違反の様相が重大・悪質である場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」や厚生労働省ホームページにおいて公表している。</p> <p>【厚生労働省】 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和2年の監督指導等の状況は以下のとおり。 ○ 8,124事業場に監督指導を実施。うち、労働基準関係法令違反が認められたのは5,752事業場。 ○ 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報したのは414件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報されたのは1,381件。 ○ 技能実習生に対する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は32件。</p> <p>出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に關与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを実施している。</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 今後も引き続き、外国人技能実習機構における実地検査時の取組を適切に実施し、労働関係法令違反等を把握した場合における指導や行政処分等の措置を厳正に行う。</p> <p>【厚生労働省】 引き続き、関係機関から外国人技能実習生の実習実施者に関する通報を受けた場合を含め、労働基準関係法令違反の疑いがある場合には監督指導を行い、労働基準関係法令違反があれば是正を図らせる。</p> <p>左記施策の効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。</p>
184	<p>依然として多くの技能実習生が来日後に失踪している現状に鑑み、失踪者数を減少させるため、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方策を着実に実施すべく、技能実習生の失踪率に着目するなどして実習実施者等に対する実地検査を強化するとともに、送出国側とも連携して失踪者を多く発生させている送出国からの新規受入れを停止するなど、失踪実習生を減少させるための各種措置を講じる。</p> <p>〔法務省〕《施策番号184》</p>	<p>法務省</p>	<p>令和元年11月に公表した失踪対策のうち、現在実施している失踪率に直目した実習実施者等に対する実地検査について、調査対象を増やすなど実地検査の強化に取り組んでいる。また、失踪者の発生が著しい送出国からの技能実習生の新規受入れ停止措置について、まずはベトナムとの間で5機関を通報し、うち4機関について、令和3年8月から少なくとも6か月間、新規の受入れを認めない取扱いを開始した。</p>	<p>今後も引き続き、各種の取組を適切に実施していく。</p>
185	<p>失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令に基づき、実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪の防止を図る。また、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令に基づき、技能実習生に対する報酬額及びその支払を適切に確認することで、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑制する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号185》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 ①「失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令」、②「実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令」を、令和2年4月に施行したところ、監理団体、実習実施者への周知や適正な運用に取り組んでいる。</p>	<p>今後も引き続き、適正な運用に取り組んでいく。</p>
186	<p>技能実習制度においては、一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底するほか、平成31年4月より順次施行されている働き方改革関連法についても遵守するよう周知・徹底する。こういった取組に加え、技能実習生の保護を図るため、新たに緊急の相談に対応する窓口を設置し、支援を必要とする技能実習生に対し、一時宿泊先の提供を含む保護を確実に実施する。さらに、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、個々の技能実習生全員に直接周知する方策を検討する。</p> <p>また、失踪の原因の一つとして、高額な保証金や手数料等が指摘されていることから、これらを未然に防止するため、来日前の技能実習生候補者を含めた技能実習生に対して、失踪防止に向けた積極的な周知・啓発活動を実施する。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号186》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構における技能実習計画の認定時や実地検査時において、実習実施者等による労働関係法令違反や人権侵害行為の有無等の確認を徹底している。また、外国人技能実習機構ホームページや外国人労働者問題啓発月間の広報活動を通じて、平成31年4月より順次施行されている働き方改革関連法に関し、技能実習を行う上で必要な内容について周知し、実習実施者等が遵守するよう徹底を図っている。また、技能実習開始後、技能実習生の責任ではない様々な事情により実習の継続が困難になった場合に、実習先の変更ができることや各種相談先等を個々の技能実習生全員に周知する方策として、技能実習生向けの啓発動画やアプリを開発し、各種ホームページやSNS等で発信するほか、送出国政府に対して周知依頼等を行った。</p>	<p>今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。</p>
187	<p>解雇された技能実習生に対し、監理団体が転籍支援等を行うよう指導するほか、技能実習生の置かれている状況を継続的に把握し着実に適切な転職支援等につなげていく。</p> <p>〔法務省、厚生労働省〕《施策番号187》</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構では、実習生の転籍支援を行う監理団体に向けて、外国人技能実習機構ホームページに「実習先変更支援サイト」を設け、必要な情報提供を行うとともに、監理団体による十分な支援がなされるよう、必要に応じて監理団体への指導を行っている。また、技能実習の継続が困難となった場合に監理団体等から外国人技能実習機構へ提出する必要がある技能実習実施困難時届出書の内容により実習生の雇用の状況を把握するとともに、転籍状況や生活の状況等について継続的な把握をしている。</p>	<p>今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
188	技能実習生がより健康で快適な実習生活を送り、技能等の修得等をしてもらう意欲の向上に資するよう、実習実施者が技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保した場合には、実習実施者に対して、技能実習生の受入れに関する優遇措置を講じる。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号188》	法務省 厚生労働省	【法務省、厚生労働省】 3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の倍増等の優遇措置の対象となる「優良な実習実施者」及び「優良な監理団体」の認定基準に係る配点表において、本人のみが利用する個室のある宿泊施設を確保した場合等に加点を行う運用を開始した。	今後も引き続き、左記の運用について、実習実施者や監理団体への周知、適正な運用に取り組んでいく。
189	法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や令和3年3月からオンラインで得られるようになった外国人雇用状況届出情報を始めとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。 〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号189》	法務省	不法就労外国人対策等関係局長連絡会議において、「不法就労等外国人対策の推進(改訂)」を策定するなど、関係機関との更なる連携強化に取り組み、より緊密に情報共有を図るよう努めている。また、不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等に関する情報を収集・分析するなどして、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めるとともに、事業主に対する啓発活動にも取り組んだ。	引き続き、関係機関と情報共有の上、緊密に連携し、不法滞在者の縮減に向けた取組を行っていく。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを実施している。	左記施策の効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。
		厚生労働省	令和3年6月に警察庁、法務省(出入国在留管理庁)とともに不法就労防止等について経営者団体に協力を要請した。また、ハローワークにおいて、外国人雇用事業所への雇用管理指導等を実施する中で入管法違反の疑いがある事業を把握した場合の情報提供の徹底について、平成31年3月に各労働局へ発出した通知に基づき、引き続き適切に対応している。	引き続き、不法就労防止に向けて、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出の履行の徹底を求めるなど事業主への指導・啓発を行う。
190	除籍・退学後に所在不明となった留学生や失跡技能実習生等の偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、在留カード番号ひも付けにより精度が向上した外国人雇用状況届出情報を活用するとともに、中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を引き続き図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めていく。 〔法務省〕《施策番号190》	法務省	令和2年7月、外国人雇用状況届出情報を活用した在留資格取消対象者の選定のための新たなリストを作成し、同リストを毎月各地方出入国在留管理局等に送付して積極的な対応を求めている。また、電子届出システムの普及拡大による届出情報処理の迅速化を図るため、令和3年4月及び令和4年1月、所属機関による届出を提出する義務(努力義務)のある主要な機関である教育機関に対し、電子届出システムの利用を促す案内文書を送付した。	届出情報処理の迅速化による在留資格取消手続を図るため、引き続き、電子届出システムの普及拡大に資する広報活動を実施する。
191	地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを行い、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号191》	法務省	地方出入国在留管理官署は偽造在留カード事案について、関係機関とのより緊密な協力体制を構築し、情報共有を積極的に行いながら、取締りに努め、令和3年11月には、愛知県において偽造在留カード製造拠点の摘発を実施した。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、偽造在留カードに関する事案に対する厳格な取締りを実施するとともに、同カードの流通経路等の実態解明に努めていく。
192	退去強制令書の発付を受け仮放免された後速やかに出国しない外国人について、仮放免の条件(指定住居地での居住や就労禁止等)の遵守状況や仮放免継続の必要性等を確認・把握するため、当該者の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された者については、違反の程度その他の情状を考慮し相当と認める場合に仮放免を取消し、あるいは仮放免期間を延長不許可とした上で再収容する。また、仮放免中の逃亡により所在不明となる者が近年増加傾向であることを踏まえ、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するための対応を行っていく。その上で、仮放免制度の在り方について、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえ、必要な検討を行っていく。 〔法務省〕《施策番号192》	法務省	被退令仮放免者である外国人について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じつつ、適正かつ厳格な動静監視を実施するとともに、調査の結果、条件違反などが確認された者は、必要に応じて、仮放免を取り消すなどして再収容している。また、令和3年11月、コロナ禍において、生活困窮となった被仮放免者に対して、できるだけきめ細かく対応するように指示文書を発出するなど、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止できるように努めている。	引き続き、被退令仮放免者に対する厳格な動静監視とその結果に基づく適切な再収容の実施により、仮放免制度の適正な運用に努める。また、仮放免制度の在り方について、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえ、必要な検討を行っていく。さらに、仮放免者への適切な対応に必要な体制整備を図る。
193	新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国が困難となっている被退去強制者の送還をより一層充実させる。また、送還忌避者の更なる送還促進に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等、事案に応じた形態での送還を一層充実させることとし、このための体制整備を図る。あわせて、国際移住機関(IOM)による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用を推進し、これらの送還忌避者を翻意させ自主的出国を促進するための取組も充実させる。さらに、有効な送還方法の在り方等についても調査研究を行うとともに、「収容・送還に関する専門部会」における検討結果も踏まえて、法整備上の措置を含めて送還忌避者への対応策について検討を行っていく。 〔法務省〕《施策番号193》	法務省	ベトナムについては、令和3年中に定期就航便が再開されず、帰国困難となる被退去強制者が多数発生した。このため、駐日ベトナム大使館と交渉を行い、ベトナム政府が手配した臨時便により、多くのベトナム人被退去強制者を送還した。また、前年と比較して、各国に就航する国際定期便が再開されつつあるが、未だ各国とも厳格な入国制限を講じているため、各国の情勢を注視し、送還が可能な国籍について、事案に応じた送還を実施したほか、IOMによる帰国支援プログラムを積極的に活用し、可能な限り送還忌避者の縮減に努めた。なお、令和3年6月、退去強制を受ける外国人の人権に配慮した送還を行うよう指示を行い、適正手続を遵守した運用の徹底に取り組んでいる。他方で、送還忌避者の送還を実現するための方策を盛り込んだ改正入管法については、第204回通常国会へ提出したものの廃案となったため、引き続き、法整備上の措置について検討を行うこととしている。	引き続き、各国の情勢に注視し、送還忌避者の縮減のための有効な方法について検討を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
194	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていく。 〔法務省、外務省〕《施策番号194》	法務省	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国は現在、イランであるところ、外務省を通じて、引き続き、帰国用臨時旅券又はこれに代わる渡航文書の発給を依頼するとともに、身柄引取りに協力するよう同国との交渉を進めている。	引き続き、外務省の協力を得ながらイランと協議を行い、送還の支障となる事由の解決・解消に努める。
		外務省	法務省と共に、イラン人送還忌避者の受入れを求めてイラン政府との間で随時交渉を行ってきている。	引き続き法務省と協力しつつ、イラン政府との間では送還忌避者の受入れを強く求めて交渉していく。
195	外国人材の受入れに関して、「特定技能」の在留資格については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号195》	法務省	・被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、より効果的に厳格な上陸審査を実施するため、所要の調査・分析を実施中である。 ・「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件」において、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を規定し、当該国・地域の外国人の受入れは認めない旨を定めている。 また、その他の在留資格についても、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、当該国・地域の外国人については厳格に審査している。	・左記調査・分析結果を踏まえ、全国の空海港において、厳格な上陸審査を実施する。 ・左記規定に基づき引き続き、適正かつ円滑な運用を行っていく。
196	外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。 〔法務省〕《施策番号196》	法務省	国際対策室が設置されている刑事施設に国際専門官や民間通訳人を配置・契約して、希少言語も含めて通訳・通訳業務を実施しているほか、その他の矯正施設においても必要時に国際対策室による通訳、テレビ遠隔通信システムによる通訳の共助等を実施している。 また、令和3年度予算により、多数の外国人を収容する刑事施設に、AI機能を有する多言語通訳システム用端末を整備した。	引き続き、外国人を収容する刑事施設における多言語通訳システム用端末を活用するなど、収容状況に応じた通訳・翻訳体制を維持していく。
			保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得て、保護観察及び生活環境の調整を実施している。 また、保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、外国語で記載された保護観察等説明書を活用し、適切な処遇等を実施している。	今後も左記の取組を実施していく。
			医療観察対象者やその家族等が、日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得て、医療観察制度に基づく地域社会における処遇等を実施している。 また、医療観察制度に関する説明書について、多言語（令和3年度は英語及び中国語）への翻訳を行っている。	今後も左記の取組を実施していく。
			令和3年9月、被収容者の体調不良をより正確に把握するための通訳人等の活用について時機を逸さない適切な対応をとることや、被収容者からの突然の申出に対し、外部の通訳人を確保することが困難な場合に備えて、機械翻訳機器を配備することを指示する文書を発出している。 なお、機械翻訳機器の配備については、令和4年1月中旬に全国の出入国管理官署での配備を完了する見込みである。	引き続き、被収容者処遇の充実に努める。
197	「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。 〔法務省〕《施策番号197》	法務省	濫用・誤用的な難民認定申請への対策については、必要な法整備を含め、引き続き検討を進めている。 また、難民の迅速かつ確実な保護を図るため、難民該当性に関する規範的要素の明確化など、難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組を進めており、これら取組を加速させるため、令和3年7月には、出入国在留管理庁とUNHCRとの間で、協力関係を一層発展させるための覚書を交換した。	引き続き、法制度・運用の両面から検討を進め、真に庇護を必要とする者を確実に保護していく。